

1. 議事日程第3号

(平成22年第5回大口町議会定例会)

平成22年6月14日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭
地域協働部参事 兼 環境課長	杉 本 勝 広	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生涯教育部長	三 輪 恒 久	会 計 管 理 者	星 野 健 一
地域振興課長	平 岡 寿 弘	戸籍保険課長	掛 布 賢 治
福祉子ども課長	天 野 浩	保 育 長	中 野 幸 子
健康生きがい課長	宇 野 直 樹	建設農政課長	鷓 飼 嗣 孝
都市整備課長	渡 邊 俊 次	政策推進課長	社 本 寛

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 河合 俊 英

議会事務局長  
議次

佐藤 幹 広

## 開議の宣告

議長（酒井久和君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議長（酒井久和君） その前に、政策推進課長より発言を求められておりますので、発言を許可します。

政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） おはようございます。

6月7日の質疑の際に、吉田正議員から育児休業の関係で御質問いただきました件について、調べが終わりまりましたので、お答えさせていただきます。

3歳未満のお子さんのある職員数ということでしたが、男性職員が12名、女性職員が21名、育児休業に関しましては、この女性職員21名のうち13名が、6月1日現在、育児休業をとっておりまして、1名の方が部分休業、朝の9時から16時15分という勤務体系で育児に当たっております。以上です。

## 一般質問

議長（酒井久和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。

8番議席の土田進です。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

町道布袋小牧線の道路拡幅についてお尋ねをします。

町道布袋小牧線の道路拡幅について、なぜ本件について一般質問することにしたかと申しますと、ことしに入ってから、地元の方から、大之瀬橋から東の狭い道路（町道小牧布袋線）の拡幅計画はどうなっているのか。記憶では、三、四年前に一度町の説明会はあったが、それっきりになっており、今その話はどうなっているのか教えてほしいとのことでした。私は、その

当時議員ではなく、何となく聞いてはいましたが、大変大きな問題であると感じましたので、当時の資料を調べたり、地元の方々に意見を聞くなどしているうちに、早期に問題を解決する努力をするべきであると考えております。また、その内情を地区の皆さんに知ってもらい、前向きに協力してもらおうことこそ重要であると思っております。

そこで、まず6月5日に開催された町道布袋小牧線測量に関する打合会の内容と成果について、説明を願います。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 改めましておはようございます。

この件につきましては、私からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

6月5日に開催いたしました町道布袋小牧線測量に関する打合会の内容は、最初に、大之瀬橋から佐野医院東の点滅信号までの約200メートルの間については、平成10年度に策定した道路網整備計画において、将来拡幅を必要とする路線に位置づけしていましたが、東海豪雨はもちろん、ちょっとした集中豪雨でも橋を乗り越え、川からあふれ出た水で付近一帯に浸水被害を引き起こす状況であった大之瀬橋のかけかえ工事を先行して施行することとしたこと、平成17年度・18年度に工事を行い、平成19年3月に供用開始し、その後、取りつけ部分にある建物の移転に時間を費やしてまいりましたが、いまだに完了できていないこと、道路拡幅については、逆に通過車両をふやすことになるという意見が地元にあると聞いておりましたので、消極的になっていたことといった過去の経緯をお話した後、同じ地区内に計画されている愛岐南北線の用地買収が約75%済み、工事着手も見えてきたこと、さらに布袋駅周辺で行われている区画整理事業と名鉄犬山線の高架事業により、布袋地区の東西の交通の流れが大きく変わってくるのが予想され、それらを結ぶ布袋小牧線はさらに通過車両の増加が懸念され、拡幅の検討が喫緊の課題となってきたこと、今年度、測量の予算を計上し、関係者26名の方に対し説明会を開催したこと、今回の測量は、地権者の皆様に拡幅のための道路線形等を検討していただくために、まずは現況の家屋や塀、樹木等の位置を確定する必要があるため、その測量に対する同意をいただきたいことといった現状を説明いたしました。

その成果としては、現況測量につきましては、当日の出席者17名全員の方の同意がいただけましたので、現在その同意書の提出をお願いしているところであります。

また、欠席者については、個々に説明し、同意書の提出をお願いしておりますのでございます。以上です。

（8番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 現場を御存じの方も多いと思いますが、大口側の大之瀬橋の取りつけ道路は220メートルの間、道路幅が急に狭くなっており、平均で4メートル、狭いところでは3.5メートルしかなく、軽自動車のすれ違いもできない状態です。通勤ラッシュ時には、朝は東方向へ、夕方には西方向への一方通行状態になっています。

また、この質問をするに当たり、通勤時間帯の交通量調査をいたしました。参考までに申し上げますと、6月8日午前7時15分から8時30分の1時間15分の間に、通過車両は、軽自動車が123台、普通自動車が280台、合計403台でした。これは、11秒に1台通過という計算になります。また、午後5時15分から6時30分の1時間15分の通過車両は、軽自動車が103台、普通自動車が184台、合計287台でありました。これは、15秒に1台の割合という結果でありました。ナンバーを見てみますと、岐阜ナンバー、一宮ナンバーも多く見受けられました。

道路幅がわずか3.5メートルしかない住宅の立て込んだ道路に、朝夕の通勤時間帯だけで690台もの通過車両があり、ほかにもわずかではあります、オートバイ、自転車、歩行者も通り、大変危険であります。沿線住民は大変迷惑をこうむっております。また、朝夕の通勤時間帯は一方通行状態であり、まれにある逆方向に行く車との間でトラブルも発生しているようであります。さらに、朝の通勤時間帯である7時30分ごろには、地元の児童が通学路として利用しており、歩車道の区別もなく、大変危険な状態で、いつ事故が起きてもお不思議ではないと思われま

す。平成17年に大之瀬橋のかけかえが始まったころ、道路拡幅の話があったと聞いております。その後、何の動きもなかったにもかかわらず、急に今月5日の町道布袋小牧線測量に関する打合せが開かれました。私も打合会に同席をさせていただきましたので、私の感じたことを少し述べさせていただきますと、野田部長は最初のあいさつで、地元の皆さんの道路拡幅への思いがどのようなものなのか、確かめに参りました。また、三、四年ほどブランクがあったのに、なぜ急にきょうの打合会になったのかということについては、愛岐南北線の国道155号への接続及び名鉄犬山線の高架化の進展に伴い、これらが完成すると町道布袋小牧線の交通量がふえることが予想され、整備が必要になったためと説明がありましたが、地権者の中には、拡幅計画は、住むところがなくなるから絶対反対する。道路拡幅ありきの測量には応じられない。道路拡幅には反対なのに測量するのは、測量費が無駄になるだけではないか。道路を拡幅しても通行量がふえるだけだから、朝夕の通勤ラッシュ時に時間規制をして、一方通行にできないか。大手企業に通勤路に使わないようお願いできないか。大之瀬橋のかけかえ工事中が、沿線住民は静かで平穏で一番幸せだったなどなどの意見が出され、大変厳しい打合会になったと思

す。私は、町に拡幅計画が現在あるのかと問いただしましたところ、町には現在のところ拡幅計

画はない。これから測量してから計画を立てるとの回答でした。私は、当然町は拡幅計画を持って測量に関する打合会を開催したと思っていました。野田部長さんは、皆さんが拡幅しなくてもよいということであれば、工事はやりませんという発言もあり、とにかく測量することだけに同意をいただきたいとの態度は、町にこの拡幅計画を強力に推し進める意思があるのかなのか、疑わざるを得ませんでした。

それでも、打合会の最後には、現在の道路の中心より25メートルの範囲内の地権者から、道路拡幅を前提としない測量の同意書を6月20日までにいただくことになり、出席者にはその場で同意書が配付されました。

また、野田部長より、測量結果に基づく拡幅計画を提示するので、一度でよいからその計画を見た上で、協力できるかどうか検討していただきたい。その上でダメなら、町は手を引きますとも伝えられて散会となりました。

平成18年に大之瀬橋の橋梁改築の工事が完成していることが、今回の打合会開催の大きな理由であると推測いたしますので、質問をいたします。

平成17年度及び18年度の大之瀬橋橋梁改築工事に要した費用の総額について、また県費補助金、江南市負担金、大口町の負担金の割合についても説明をお願いします。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 橋梁改築工事に要した費用は、平成17年度に橋台及びP Cげた製作に6,200万400円、平成18年度に上部工及び堤防工に2,730万円、合わせまして合計8,930万400円を要しました。この費用のうち、大口町と江南市の負担割合は9.5対9の割合で、金額にいたしますと、大口町は4,601万9,319円、江南市は4,328万1,081円でした。

また、大口町及び江南市負担額の2分の1は県費補助金で賄われ、その金額は大口町分2,300万円、江南市分2,160万円を合わせまして、県費負担額は4,460万円でありましたので、最終的に大口町が負担した金額は2,301万9,319円、江南市が負担した額は2,168万1,081円でありました。

（8番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8番（土田 進君） そこで、当時の愛知県及び江南市との協議内容について説明をお願いします。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 愛知県との協議は、一宮建設事務所と平成15年6月6日から実施し、設計に当たっての橋台の位置や管理道路、けた下高さ等の五条川改修計画との整合等の河川協議及び県費補助事業として採択されるよう、5回の協議を重ねました。また、江南市とは行政界にまたがる橋であることから、平成13年9月4日の事業計画の説明から、橋梁の幅員、橋長、

費用負担等についての協議を重ね、工事内容及び工事費用の負担割合を取り決めた工事基本協定書等の締結までに10回の協議を重ねてまいりました。以上です。

( 8 番議員挙手 )

議長(酒井久和君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 大之瀬橋橋梁改築工事を行うのに、江南市との境界が五条川の中央であり、工事費の分担割合は両自治体間で協議されて決定されたことと思います。また、その折、大口町側の取りつけ道路が狭いため、道路拡幅の計画を愛知県及び江南市に示して、道路拡幅の約束が存在しているのではありませんか。地元説明会の席上、町に拡幅計画は現在あるのかと問いただしましたところ、町には現在のところ拡幅計画はない。これから測量して計画を立てると答弁されました。しかし、大之瀬橋橋梁改築工事を行うのに、その時点で大口町には道路拡幅の計画があったのではありませんか。答弁が一貫していないように思います。いかがでしょうか。

議長(酒井久和君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 大口町に拡幅の計画がその時点にあったかという御質問でございますが、それについては一番最初にお答えしましたように、平成10年度ですから11年3月に策定されました大口町道路網整備計画において、拡幅するという路線に位置づけてはありました。ですから、大口町全体の将来計画としては、拡幅を予定していたというものであります。ただし、その年度については、道路網整備計画においても、そういった整備計画、整備年次を持っているわけではございません。ですから、そういった整備に当たりましては、地元の同意をいただけたものについて、順次整備を行っていくという方針でございましたので、そういった説明をさせていただいております。以上です。

( 8 番議員挙手 )

議長(酒井久和君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 江南市に事業費の分担をお願いする際に、大口町側の取りつけ道路が狭いが、将来、道路を拡幅の計画がありますと説明されていませんか。5月10日、野田部長にお尋ねをした際には、拡幅する計画は持っていると言明しただけで、書面では残していないとお聞きしておりますが、それは本当に口頭だけによるものでしょうか、お尋ねをします。

議長(酒井久和君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 何度も言いますが、将来に拡幅計画があると申ししたのは、道路網整備計画において拡幅計画を持っているということでございます。

それについて、江南市側からのお話として、江南市側は9メートルの道路として、もう拡幅がされております。ですから、江南市が大之瀬橋の拡幅、現況は4メートルでございました。

それを江南市の費用負担によりまして9.5メートルの橋に拡幅したということがございます。それで、江南市としては、その4メートルを9.5メートルに拡幅するとき、その費用負担をするに当たりまして、当然の話であります、江南市の道路と同じような形態で拡幅が進められれば、江南市としての費用負担も理解がしやすいし、当然そういった形での拡幅を、江南市の希望として大口町側に話があったということは事実であります。

その件につきまして、大口町側としては、拡幅についての計画は、先ほども言いましたが、道路網整備計画にありますとおり、持っておりますので、皆さんの地元の同意がいただければ、そういった形で進めていくというようなことも現に申しておりますが、それをすぐやるとか、いつやるというような取り決めといたしますか、そういったところまで及んでの話はしておりません。以上です。

( 8 番議員挙手 )

議長(酒井久和君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 野田部長は当時の担当課長ということで、内容についてはよく御存じのはずだと思います。書面がないとかなんとか、今お話であります、私もこの質問をするに当たりましては、江南市議会の議事録を見させていただきました。それによりますと、協定書と覚書が江南市と大口町の間で取り交わされていると思います。手元にある江南市議会の議事録の写しによりますと、江南市では、平成19年9月定例会、議案第57号 平成18年度一般会計歳入歳出決算認定についての質疑で大之瀬橋の橋梁改築工事が取り上げられており、橋のかけかえについては、江南市の当時の委員会で、大口町の道路拡幅に合わせて対応すればよいとまとまっていた。しかし、大口町からの強い要請があり、江南市もそれに折れて、大口町の道路拡幅を前提にして、江南市が負担金を払うために協定書と覚書が取り交わされたものと江南市議会で説明されております。その内容は、平成17年9月に、甲(江南市)と乙(大口町)の間で、平成18年度に完成する大之瀬橋に関連する道路の整備について、誠意を持って取り組み、早期完成を目指すものとするという基本協定が取り交わされ、また同日、大口町は大之瀬橋から東へ220メートルの区間の道路整備について、誠意を持って取り組み、早期完成に努力するとともに、平成18年度から路線測量を計画するものとする。大口町は、路線測量後、速やかに用地交渉を進めるものとする。さらに、大口町は道路整備については誠意を持って取り組み、進捗状況を江南市に報告するものとするとの覚書が取り交わされていると思いますが、間違いありませんでしょうか。

議長(酒井久和君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 今言われました協定書、並びに覚書については、書面として締結しております。ただ、先ほど申しましたように、いつまでにやるとか、何年までにやるといっ



た内容については触れてはいなかったというふうに思います。以上であります。

( 8 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 土田進議員。

8 番 ( 土田 進君 ) そのような状況でありながら、平成18年度には測量予算を計上したものの、関係者、地権者の理解を得ることは難しいと判断して、路線測量は見送った。今後は、一定のめどが立った時点で路線測量及び事業化について、地元の合意を得ながら、220メートルの区間を早期完成いたしますと、大口町長から江南市長に、19年3月20日付で報告がなされているにもかかわらず、平成19年度は予算を計上すらしていない。大口町は、やる気があるのか、また大口町の道路整備が進まない中、財政の厳しい折、不要不急の工事に4,300万もの負担金を支出したのは問題であると、江南市議会で指摘もされています。江南市に対して、そのような約束を交わされているのであれば、その後も江南市から何らかの問い合わせが来るとか、または大口町からその後の経緯について、江南市に対して何らかの報告なり説明をされているかと思いますが、現在はどのようになっておるのでしょうか、お尋ねをします。

議長 ( 酒井久和君 ) 建設部長。

建設部長 ( 野田 透君 ) 覚書にありますとおり、毎年進捗状況を報告するという内容の項があったかと思いますが、その件については、年度末に毎年報告をしております。ただ、報告の内容としては、最初に回答させていただきましたように、大之瀬橋のたもとというか、橋の付近にあります一軒の移転を当初からお願いするべきものでありましたが、それがなかなか、移転先の問題とか、それから相手方の家庭の事情とか、そういったものがございまして、移転がなかなか進まないというようなことがずうっと何年も続いておりました。

そういった、まず当初予定していたものの移転を努力して、さきの覚書にありますとおり、そういった移転についての努力をしているという内容の回答をずうっとさせていただいております。ですから、その一軒の移転が済み、当初の計画の完了時点で、次に進むべきものというふうには思っております。

ただ、また先ほども申しましたように、地元においては逆に通過車両をふやすことになるというような意見があるということで、消極的になっていたというのは事実でございます。以上であります。

( 8 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 土田進議員。

8 番 ( 土田 進君 ) 江南市との間にそういった協定書、あるいは覚書といったものが結ばれているようでありますので、これを後日でいいですから公表していただきたいと思います。

近隣市町との約束事を守らないようでは、大口町は信用を失墜します。問題解決のため、今

申されたように、過去に代替地のあっせんをする等、努力をされたということは聞いておりますが、代替地としては3ヵ所ほど提示をされたと、努力をされた形跡は見られますが、なかなか地権者との交渉がうまくいかず、途中で交渉を断念されたのではないかなと思います。

しかし、そもそも町側も江南市と約束をしたものの、なかなか現状を見ると計画を進めていくのは困難だなあということをおかれて、途中でやめられた。そして、これだけの年月がたっていったということだろうと思います。

平成17年度・18年度の大之瀬橋橋梁改築工事の実施時には、地区への説明会も開かれたと思います。そのときの説明会の様子はどのようであったでしょうか、お尋ねをします。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 地区への説明につきましては、平成16年2月19日と平成17年8月10日の2回実施しております。平成16年2月19日には大之瀬橋周辺の皆様6名と、地元区長さん、副区長さん、区会議員さん、当時の町議会議員さんに出席していただき、改修工事の内容と、その工事の影響による周辺整備についての説明をさせていただきました。

また、工事着手前の平成17年8月10日には、地元西組89戸の皆様にご案内し、そのうち35名の方及び地元区長さん、町議会議員さんに出席していただき、大之瀬橋の改修工事の内容、江南市との費用負担について、また布袋小牧線の拡幅についての説明を行っております。以上であります。

（8番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8番（土田 進君） その後、進展がなかったというのは、先ほども申しましたように、拡幅するといいなあと思っていたが、現状を見るとなかなか難しいとの町の判断で、拡幅の話を持ち出せずにきょうに至ったという野田部長さんの説明もありましたが、そのとおりだろうと思います。

平成12年9月11日の東海豪雨では、雨量が2日間で600ミリ、時間雨量も100ミリ以上を記録し、新川では堤防が100メートルにわたって決壊し、現清須市の枇杷島町、新川町では多数の浸水被害が発生しました。我が大口町でも被害が発生しました。主な被害の一つに、御供所地内の五条川にかかる北河原橋が流失し、そして少し下流のところまで堤防が決壊しました。平成13年には北河原橋は立派にかけかえられました。平成13年には豊田区長を務めていましたが、北河原橋の下流にある大之瀬橋も橋げたのある橋で、豪雨のときには流失の可能性が高く、危険があるとのことで、大雨警報が発令されるたびに、町の要請で夜中でも警戒に当たったものです。東海豪雨時には、大之瀬橋の上流の大口町側の堤防から水があふれたことがあり、大雨警報が発令されるたびに町より土のうが配置されまして、防災の観点から県の補助金を得て、

平成18年に現在の橋がかけかえられました。その結果、大之瀬橋が立派になったのは周知の事実です。その裏側では、今回追及しているような問題も発生しております。

今まで申し上げてきたことを踏まえて、近隣市町との信頼回復のため、何よりも地元住民の安心・安全のため、できるだけ早くこの事業を実現していく必要があります。

そのためには、道路幅を確保する必要性から、移転をしていただく必要のあるお宅もあり、一部建物の取り壊しの協力が必要になるなど、地権者全員の理解を得ることは大変なことと思われれます。立ち退き交渉を受けた地権者にもお考えを伺っておりますが、御本人の立場になればそれなりの言い分ではないかなと思います。

また、事業費も大変なものになると推測されます。理解が得られた箇所から整備をしていくことはせず、関係者全員の同意が得られなければこの事業は実施しないのが原則のようですが、住民が安全で安心して生活するためには、道路拡幅は絶対に必要です。また、江南市との約束を守らなくては、大口町の信用にかかわります。お隣の江南市さんとは長い境界線を有しておる上、いろいろなことでかかわりを持っていますので、他のことで悪影響が出てくることのないように、慎重な対応が望まれます。

私が言うまでもなく、守れないような約束はすべきではありません。約束を守ることは大変なことです。このような問題を解決するためには、町当局が本腰を入れて、どこまでやろうとしているかにかかっていると私は思います。再度、当初の計画が実現するように推し進めていくために、町当局のこの事業に取り組むお考えをお聞きしたいと思います。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 町道布袋小牧線に対する現状の計画についてであります。最初にお話ししましたとおり、まずは現状を把握するための測量を今年度実施し、建物等の配置状況を把握した上で、道路線形の計画案を地元の皆様と協議しながら進めていきたいと考えております。

また、今後の見通しにつきましては、現状においては地元の皆様全員の賛同をいただいている状況ではありませんので、今後の協議の中で皆様の御理解をいただける線形での拡幅に向け努めてまいりたいと考えておりますので、地元議員さんを初めお地元の皆様方の御協力をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8 番（土田 進君） 恐らく 6 月 5 日に開催されました町道布袋小牧線測量に関する打合会の状況から、測量に入ることになろうかと思いますが、測量イコール拡幅ではないとの意見が強く出ておまして、測量費が無駄にならないように、また江南市に対して測量までしましたと

の言いわけだけのための測量にならないように、そして何よりも周辺住民は安心して安全な道路になることを望んでおります。

今回の件は、事の始まりから相当かかっており、これからも大きな課題が山積していると思いますが、町が積極的に取り組み、できるだけ早く道路拡幅ができるように願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井久和君） 会議の途中ですが、10時10分まで休憩といたします。

（午前10時03分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時10分）

吉 田 正 君

議長（酒井久和君） 続いて、吉田正議員。

1番（吉田 正君） それでは、通告に従いまして、大きな点3点ほど質問をさせていただきます。

一つ目は、人工肛門（ストマ）に対する補助を増額してほしいという質問、それから二つ目は、障害者に対する土・日のデイサービスを実施せよ。また、3点目は、国保に対する傷病手当をということで、この点については3月議会に引き続いて質問をさせていただきます。

まず人工肛門に対する補助を増額してほしいということ、ストマですけれども、私の身の回りにもこのストマを装着して、それで生活してみえる人も何人かおられるわけです。いろいろ話を聞いてみますと、装着をする、例えば袋が大体一つ300円ぐらいすると言われるんですね。それから、ちょうど人工肛門のベースという部分ですけれども、これも夏場については3日に1回ぐらいは取りかえなくちゃいけない。それから、冬場においては5日に1回ぐらい取りかえなくちゃいけない、そういうお話です。この袋についても、大体1日1個を交換するということだと思えるんですけれども、しかし、体調が悪いときには1日に3回ぐらい交換しないといけない、そういうときもあるんだということなんですね。ですから、袋だけでも、1日当たりになると1,000円ぐらいかかっちゃうというような声が聞かれます。

そうした装具については、一応補助制度があることになっていますので、全部が全部自己負担になっているわけではありませんけれども、しかし、そうした自己負担が大体どれぐらいになるのかというと、1ヵ月当たりになると1万円強の負担になるということを言われる人が、私の身の回りでは共通しているところです。そうしたものの値段も、安いお店と高いお店と多少あるらしくて、安売りしているときにまとめて買ってくるんだとか、そんな話も、そのとき

に聞くわけです。

ある方は、座っていると、1時間ぐらいたつと痛くて痛くて、座ってられない。そうやって言われる人もおられます。そういったストマを装着することによって仕事もできるんだよということを言われるわけですがけれども、現実にはなかなか仕事もままならないという声もあるということです。

ある人は、私はつい最近まで全然知らなかったんですけども、あることで私ちょっとお誘いするようなことがあってお話しさせてもらったら、「吉田さん、私は実は障害者なんだわ」と。「私、どういう障害を持っているか御存じなかったかね」と言われるもので、「いやあ全然わかりません」と。その方は自営でお仕事もやってみえる人だし、朝も犬の散歩をしてみえるような人なんですけれども、実は私はストマをつけているんだということで、本当に言われなわからない。そういう人も現実にお見えになるんです。

そうしたものをつけてみえる方というのは、実際、大口町ではどのくらいお見えになるんでしょうかね。ぜひお教えをいただきたいと思います。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、通告を受けておりますので、1回目の回答をさせていただきますと思います。

まず、近年、疾病や事故により、消化管ストーマや尿路ストーマを持つ方がふえております。大口町でも、平成22年6月1日現在で身体障害者手帳をお持ちの方は、直腸機能障害で20名、膀胱機能障害で9名、合計29名であります。

そして、補助の概要といたしましては、平成19年4月より施行いたしました大口町障害者等地域生活支援事業の中の日常生活用具給付事業中に、種目として、ストーマ装具（蓄便袋）月額8,858円、ストーマ装具（蓄尿袋）月額1万1,639円があり、1割の自己負担額で、残りの9割分を町から業者に支払いをしております。また、平成22年4月からは、本人及び配偶者の方が町民税非課税の方につきましては、自己負担額をゼロ円とさせていただいております。

平成21年度の実績といたしましては、ストーマ、蓄便で18名、蓄尿で7名の方が現在給付を受けてお見えになります。以上です。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） こうしたストマにお世話になってみえる人が直腸、膀胱合わせて29人ということで、結構な人数の方がお見えになるんだなあと思いますし、私の身近な身の回りでもそうした方がおられるわけですので、かなりの人数になるんじゃないかと思うんですね。

そういう日常生活用具という補助があるわけですがけれども、しかし、現実には1万円強の自

己負担になるというのは、一体どういうことが原因でそういうことになるんでしょうか。それは補助額が低いからそうなるのか、どういうことなんでしょうかね。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） こういったストーマの基準額というものは、従来、自立支援になる前、支援費制度、さらにはその前の障害者施策、そういった中で給付基準額というものが国の中で定められてきております。そういった中で、従来ですと国の給付基準額は8,600円と、給付基準額に3%プラスしますので、8,858円ということで基準額が定められてきておりますけれども、そういったベースを基準にさせていただいて、大口町は自立支援になったときに8,858円、そして蓄尿の方につきましては1万1,639円という形の中で現在進めております。

実際、使用頻度等をとらえてみますと、一応基準というものがあまして、先ほど言われましたベースですと、基準ですと3日から1週間。そういう大体平均的な交換する時期というのはある程度想定されておって、御質問いただいた方は大体3日という中で、ちょっと早いかなあとは思いますけれども、それぞれまさに言われるとおり体調等いろいろなことがある中でできてきております。

ただ、今言われました大きく1万円と出てくる部分については、私どももちょっと実態は把握できておりませんが、大体基準の中でいけるのではないかと、現在も。高い安いというところがあるというお話ですけれども、そういった部分では、逆に1万円という部分が大きく出てくるというのが、ちょっと想定できないというところも考えております。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） その人その人によってそれは当然違ってくるものですから、あれなんですけれども、その29人の中で、私がお会いしたのは3人ぐらいの人とお話したんですけれども、そうすると1割ですから、かなりの確率だったんだなあというのを今改めて思うんですけれども、その方たちは一様に1万円強だと、実質的な自己負担はね。だから、一人の人は完全にお仕事をやってみえるわけだし、そうした中でそういうものを装着しているというのは、非常にいつも、例えば人と会うときには気をつけておられたりだとか、いろんなことがあると思うんですね。だから、そうしたことで使用頻度も高くなっていくのかもしれないですね。ですけど、実質的にそういうものをつけながら仕事もできますよということを一方で言いながら、現実には仕事をやるんですけれども、仕事をやればやるほどそういうものに気をつけなくちゃいけないということで、自己負担がふえていくというのは、私はいかがなものかなと思うんですね。やっぱり使用した分だけの補助がきちっと受けられるような形にしていかないと、現実的にはこの制度そのものの運用がうまくいっていかないとしたら、私は思えないんですね。

その8,858円というのは、例えばベースだけでも1個800円するわけですね。夏場で3日ぐらいで取りかえるということになると、夏場で10ぐらい使う計算になっちゃいますよね。そうすると8,858円だけでは足らんですよね、こうなってくると。例えばの話ですけれども。だから、そういうふうに考えていけば全く足りないというのは明らかじゃないかと思うんです。

もう一つは、そうした方々が言われたのは、何か補助額が上がったときに、上がったと同時に今のストマの装具そのものの値段がまた上がったんだそうです。それもおかしいんじゃないかといって、その人は言っておられたわけですけれども、補助金がふえた分だけそのものの値段が上がってってしまったら、私たちどうすればいいのみたいなことになってしまうんじゃないかと、その方は言っておられました。

だから、そういう意味では、実態も把握しながら、本当にストマを装着することによってお仕事を続けられるということは一体どういうことなのかということ、やっぱり町としても把握していただく必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

29人ばかりのことで、どうしてみえますかと聞きに行くぐらいのことは、私はできると思うんですね。1,000人も2,000人も聞きに行けと言っておるわけじゃないですから、そういう意味では、そうした状況のある方について、やっぱり実態も把握しながら、そうした自己負担になっている部分が、例えば生活を圧迫しているようなことがあってはならないと思うんですね。だから、そういうことがないように私はしていただきたいと思いますが、補助の増額をすべきだと2点目に質問を書いておりますけれども、それも検討しながら、ぜひ調査もあわせてしていただく必要があるんじゃないですか。今までそうした調査が多分されていない。国の言っている基準額だけで、それをベースにして補助するというのは、なかなか実態に合わない面がいっぱいありますよね。

私も市役所に勤めておった関係で、例えば学校にプールをつくる場合、大体6,000万とか7,000万とか、プールをつくるのに3分の1補助だといったって1,000万ぐらいしか補助金来んようなもんですよね。大体そういう積算のものというのは、大体国の基準というのは非常に低い、最低限度のものを基準にして計算しているものだから、実際には実態に合わないんですよ。だから、そういう意味では、実態をきちっと把握する必要があると私は思います。いかがでしょうかね。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） そうですね。実態というものは、私どももつかんでおれば、これはこれでいろんなことに役に立っていくかと思っておりますので、それには努めてまいりたいと思います。

そして、実際補助の質問にも既に入っているという解釈をとらせていただいでよろしいです

かね。

そういった中で、大口町の場合8,858円ということでございますけれども、実は平成14年4月になりますけれども、大口町といたしましては町福祉手当支給条例を改正いたしております。その内容につきましては、新しく膀胱または直腸機能障害で身体障害者手帳4級を所持してみえる方に月額4,000円を支給するというので、費用負担の軽減をいたしてきております。そういったものを全体として考えさせていただきますと、約1万3,000円の助成、両方合わせての形になりますけれども、しております。

それで、厚生労働省に対して、日本オストミー協会、ストーマ装着という部分での協会がございまして、その協会が一月にどれくらいストーマを装着して云々という要望を厚生労働省に考え方を示しておりますけれども、そういった中で、日常生活用具のストーマ装着等給付に関する要望書の中に、例えば今出ておりました蓄便の方ですと給付基準額を1万3,000円に上方修正してもらえないかという要望書等を出しております。そういった要望等も参考にさせていただきながら、現在大口町が4,000円プラス8,858円という中で助成をさせていただいているところで考えますと、特に不適切な助成ではないと現在思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(1番議員挙手)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 実際に障害者手当をもらってみえる人が、その4,000円分が拡大した部分だから、そうなんだよと言われてもわからないですよ。そうでしょう。そういうことじゃないですか。じゃあ平成14年当初からずっと装着している人はわかるかもしれないですけど、途中からそういう状態になった人にそんなことを言って通用するんですか。私はそう思うんですよ。

やっぱりこの負担というのは、例えば私の知っている人なんかだと、仕事ができないもんだから、収入ほとんどないですよ。ない人でも1万円強の負担せざるを得ないんですよ。だから、そういう意味では、実態を把握した上でそうなのかどうなのかということも含めて検討してもらわないと、今が適切かどうかなんていう判断は私はできないんじゃないかと思うんですよ。違いますかね。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 調査の方はそういった形の中で進めてまいりたいと思っておりますけれども、ただ私ども、このストーマに関する問題というか、課題ですね。そういったとらえ方の中で、まず先ほど言われましたように袋ですね。ストーマ自体は使い捨ての、まさに消耗品なんですよ。そういったところの中で、同じように、ほかにもいろんな障害がございます。そ



ういった中で、日常生活用具等を給付してきておりますけれども、そういった部分で全く違う点である、こういった点には、要は交換頻度の問題というところから出てくるかと思うんですけれども、そういった部分では、今後一つの課題としてとらえていかなければいけないかなと思っております。

さらには、先ほどもございましたストーマそのものの自体が消耗品でありながら、ある種特殊であるというところから、まあ価格の問題ですね。そういった部分では、これは私どもから話を、メーカーサイドというか、そういった話に発展していってしまいますけれども、今後、さらに研究を重ねていく中で、使いやすい、大量生産が可能な部分も必要ではないかということで、現在のところは思っております。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 最後にしますが、補助の増額を、必要な人には必要な数だけそうしたものが装着できるようにした方がいいと思うんですね。お金がないからベースを取りかえるのを、少々汚れたけどやめておこうとか、そういうわけにいかんのですよ。何でかといったら、そこからばい菌が入ってきて、自分の命を縮めることになっちゃうんですよ。だから、金があるとかないとかで、ここで命を縮めるのか縮めんのかという話になるわけですから、そうならんように検討すべきですよ、これは。

だから、そういう意味で、私はこれは大切なことだということで質問させてもらったんです。

そのほかにも、確かに日常生活用具の関係はたくさんありますけれども、今、部長が言われるように、これは使い捨てだという特殊な用具という性格があるということですよ。また、こうしたものを使われる方も、これからもどんどんふえていくわけですので、ふえる中で、また仕事もこれを装着しながら続けられる人もどんどんふえていくと思うんですよ。そういう意味では、本当に使いやすい制度にすべきじゃないかというふうに思いますので、ぜひ今後、実態も検討していただきながら、補助の増額を求めていきます。ひとつよろしく願います。

続いて、障害者に対する土・日のデイサービスを実施せよという問題です。

これは、障害者自立支援法という法律が自民党政権時代にできたわけですがけれども、民主党は、障害者自立支援法は政権を取ったら即廃止しますよと言っていましたけれども、継続が決まってしまうました。たまた誤解してみえる人があるんですよ。障害者自立支援法という法律がなくなっちゃったら、障害者のサービスがなくなっちゃうことになる。だから、障害者自立支援法という法律は必要なんだと、そういうふうに誤解をしてみえる人がありますけれども、しかし、障害者自立支援法を廃止するということは、もとの支援費制度に戻すということですので、そうするとどうなるかということ、障害者の方に対する自己負担は基本的にはゼロだ

よということなんですね。サービスをやめちゃうとか、そういうことではないということなんですね。そういう誤解が、時々なんですけれども、障害者自立支援法を廃止するというと、障害者のサービスがなくなっちゃうで、そんなことはいかんとされる人がありますけれども、まずそういう誤解は解いておきたいと思います。

基本的に、トイレに行くにしろ何にしろ、障害のある方がサービスを受ける際には、それは原則的には無料でそういうサービスを受けられるようにすべきだと思います。

私自身も、さっき休憩の時間帯にトイレに行きましたけれども、足の不自由な方で、だれかに車いすを押してもらわな動けんような人は、だれか人の手をかりなければならぬわけですよ。ヘルパーさんを頼めばお金が要る。私たち、この議場の中でトイレに行くにも金の要るような人がおるのかということなんですね。おられないです。しかし、現実には、大口町でもそういう方が実際に住んでおられるわけですね。そうしたことを重々思い浮かべながら、私は質問をしていきたいというふうに思います。

これはサービスを使えば使うほど、さっきも言いましたけれども、負担がふえるという現制度は、障害者の自立に相反すると私は思いますけれども、町長のお考えをお伺いしておきます。  
議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 国を初め公共団体がいろんな制度の中で一定の給付、あるいはサービスを提供する中で、費用負担をしていくという中では、やはり一定の基準があって、その基準に沿った形での支援をするというのが、いろんな分野における制度を構築する上ではやむを得ない、またそういうことが必要だというふうには思っております。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） 言われたことが、僕はさっぱりわからなかったんですね。サービスをどうするのか。私は、サービスを使えば使うほど負担がふえる現制度については、これは障害者の自立に相反する制度だと私は思うけれども、町長はいかがお考えなのか、もう一度お伺いしておきます。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 自立をするために、すべて公で賄うということは、一定の基準を設けてこの制度を運用していくという考えが優先するというふうには思っております。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） そうすると、障害のある人は、サービスを受ければその費用を負担するのは当然のことだというふうにお考えなわけですか。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 基準以上のものについては、やむを得ないと思っています。

（ 1 番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） 基準以上という、その基準というのは何なんでしょうか。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） それは制度によっていろいろとらえ方、あるいはいろんな調査等に基づいて出されるものでありますので、一概にこれだということは、ちょっと私には今この場では御回答はできません。

（ 1 番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） そろそろ健康福祉部長が、おれが答えないかんかなというような顔つきをしておられたわけですが、別に今それを求めているわけではないんです。

基本的な考え方として、どうあるべきかということを私はお尋ねをただけであって、個々の細かい制度の内容について、ここはこうだ、あそこはああだということを私はお尋ねしたわけではない。基本的に障害のある方がサービスを使う、それに対する費用負担を自分がしなければ生活できないような世の中でいいのかということを私は問うているだけであって、個々のサービスの内容についてどうこう言っているわけではないわけです。

しかし、残念ながら、現行の制度にそれに乗っかっていくしかないという町長のお考えだったわけです。しかし、国が幾ら決めても、例えば住民の皆さん方の実態等々を見た場合、それで国の言うとおりで本当にいいのかということが、自治体としてはお考えになるべきじゃないかというふうに思うんですね。だから、そういう意味では、国がこうだから皆さんこうだよということではなくて、やっぱり地方自治というものが与えられている以上、さっきの問題じゃないですけども、本当に現行の制度でいいのかどうなのか。それも含めて、我々議会もそうですけれども、町当局も本当に考える必要が私はあるんじゃないかというふうに思うんです。

国会では、障害者自立支援法はまた3年継続するような運びになりましたけれども、これに国会の前では多くの障害のある人たちが座り込みなども行って、反対をされたという状況も、私も共産党が発行している「赤旗」新聞には連日のように報道されておりましたけれども、それが今の障害者の皆さん方の声じゃないかと思うんです。

私も、きのうも、ある障害のある子供さんを持たれる御夫婦の方ともお話もさせてもらいましたし、車いすですうっと家の中で生活してみえる、人の手をかりないと外には出られない、そういう方ともお話をさせていただきましたけれども、例えば介護保険のサービスを利用する

にしても、介護度によってサービスが制限されているものだから、事実上ね。一定の、例えば介護度3なら3だとすると、月に24万ぐらいだったですかね。それ以上のサービスは現実には受けられないわけですよ。しかし、車いすで生活しようと思うと、それ以上のサービスを使わなくちゃいけないということで、この障害者自立支援のサービスもあわせて使っているという人も、実は大口町にはおられるわけでありませう。

そういう意味では、障害者自立支援のサービスが利用できることは本当に助かるわけですが、しかし、実態としては、実はこの障害者自立支援のサービスは365日の対応になっていない。これは、私は問題だというふうに思うんです。前からこの問題は質問しておるわけですが、ちょっと私、社団法人尾北医師会、「医療と介護の知恵袋」という本がうちへ送られてきて、これはいい本だなあと思って見てみたら、お医者さんの病院の紹介もあるんですけども、地域包括支援センターだとか、居宅介護支援事業所、要するにヘルパーさんの派遣だとか、そういうことをやっている事業所がこちら辺の近隣、犬山から岩倉まで、全部網羅されている。非常にこれは便利だと。お医者さんも全部この中に入っているものですから、これはいい本だなあと思って、お医者さんの診療時間も、全部書いてあるんですよ、この中に。ですから、非常にこれは便利な本で、これは本当に全町民に配ってあげるといいなあというような代物じゃないかと思うんですけど、私見ておって気がついたんですけど、例えば地域包括支援センター、これは犬山、江南、岩倉、扶桑、大口というふうにあるんです。これ共通していることがあるんです。包括という言葉、みんな地名がついているだけで同じ名前なんですけれども、何が共通しているかということ、休業日です。日曜日、祝日が休業というのがほとんどですね。

江南北部地域包括支援センターというところは、休業日が月曜日になっていました。ということは、ここは土・日の相談等が受けられるような形に一応してあるんですよ、江南市は。江南市は、三つ地域包括支援センターがあるんです。江南中部地域包括支援センターというのと、南部地域包括支援センター、北部地域包括支援センター。中部と南部については、休業日は日曜、祝日になっているんですよ。じゃあ土曜日はどうかということ、やっているんですね。江南北部地域包括支援センターは休業日は月曜日ということです。ということは、江南市の人は、どこかへ電話すれば何とかいろんな相談が受けられる体制になっています。大口はじゃあどうかということなんですが、休業日は土・日、祝日ですか、今でも。ちょっとそれを聞いておきたいと思います。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 質問とちょっとそれてきましたけれども、地域包括支援センターにつきましては、土曜・日曜、祝日はお休みということになっておりますけれども、ただ緊

急の場合、電話等を所持しておいて連絡が全くとれなくてという形、表立っての相談を受けていく体制はしておりませんが、そういった緊急時における部分での対応は可能かと考えております。

さらにもう一つ、今年度より委託いたしましたけれども、委託を受けた法人サイドでは、こういった部分については、法人として真剣にもう一度考えてみたいということも、私どもに話をさせていただく中で聞いておりますが、どちらにしても現有の職員体制とか、いろんな問題点を考えますと、休業日を変えればいいのかという問題になるかもしれませんが、せっかくサービスを提供していくという中でとらえれば、そういったことを今後検討していきたいというところ、そして町が思うところと、そういう中で今後もまた話をしていくことがあるのかと考えております。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 私、土・日のデイサービスを実施せよという表題だったわけですが、実はこの土曜日にうちへ電話がかかってきまして、自分の身内の人で、もう病院から出ていってくれと言われておるんだけど、今相談するところがないだろうと言われるものですから、これを引っ張り出してきて見たんですけど、みんな土・日が休みなんです、実態は。そうすると、土曜日・日曜日なんてどこも相談するところがないんですよ。実際、こんなことを書かれちゃうと。こんなことになっているから、緊急では対応するとか言われたって、全部の人に緊急に対応しますなんていったら大変なことになるわけですよ、そんなことをしたら。だから、そういうことは伏せてあるわけでしょう、現実には。土・日でもいいですよなんていったら、みんな電話をかけてきちゃうもん。それだったら営業するしかなくなっちゃうわけですからね。だから、緊急の対応というのは、あくまでも今の地域包括支援センターにかかわる中でのサービスを受けている人だわね、既に。そういう人たちは緊急の対応はできるかもしれない。しかし、新たに相談を持ち込もうという人は、土・日は何ともならんのです。お手上げなんです。これが今の実態なんじゃないかと思うんですね。

あと、本題に戻りますけれども、障害者に対する土・日のデイサービス、これも今のところない状態ですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) デイサービスという視点でとらえれば、大口町におきましては土・日は運営いたしておりません。障害者自立支援法に変わりましたから、名称が地域活動支援センターという形の、運営形態としては同じなんですけれども、そういう名称の中で現在利用をさせていただいております。

まさに土・日の居場所というところでは、日中一時支援事業というものもございませう。そういった中で、たまたま日中一時支援につきましては幾つかの事業所が、近隣も含めるとあるかと思ひますので、そういった中で御利用をしていただければと、そんなふうと思ひます。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 日中一時支援事業というのは、デイサービス事業とは全く違ひますよね、内容については。私はそう思っているんですよ。だから、土・日、特にやっていることは現実には平日にやっていることと違ひているところが結構あるんですね。

障害者の人は、土・日に急に障害がなくなるわけじゃないんですよ。障害のある人は、ずっと土曜日も日曜日も含めて障害があるんです。だから、障害というものに休みはないんじゃないですか。単純に考えればそういうことだと思ひますよ。だから、そういう意味では、障害に休みがないんだったら、365日途切れないようにサービスを提供するのは当然のことじゃないかというふうと思ひますが、いかがですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) そうでございますけれども、自立支援の中では、サービスを特定のデイサービスだけでという視点でお話をしていきますと、どうしても壁が出てきます。そういう中で、自立支援でも介護保険でも同じでございますけれども、ほかの施策を有効に活用していくというところで、今御指摘の事項等を考えてまいりますと、まずショートステイ制度、ホームヘルプサービス、さらには今言ひました日中一時支援、移動支援、そういったいろんなサービスがございませう。ホームヘルプサービスをとってみれば、大口町は幸ひにして社会福祉協議会の方で日曜日、ヘルパー派遣の方もやっておっただけということなんです。そして、ショートステイをとらえれば、江南市で2カ所、犬山市で2カ所、そういったところでやっていただいております。それぞれいろんなサービスを組み合わせる中で一日を過ごしていくというところがございますので、こういったものを私どもは活用していただきたいというふうに考えます。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 確かに部長が言われるのはもっともな話なんです。もっともな話なんですけど、例えばショートステイ一つとっても、本当にあいてないですよ。あいてないんです。何でかという、事業所が選ぶんです。申し込みがあるでしょう、例えば。私、ちょっと3日なら3日、ショートステイを受けさせてもらいたいんですがと。そうすると、事業所は選ぶんですよ、現実的には。それが実態ですよ。例えば手のかかる人だとか、手間のかかる人

はやるのが嫌ですから、現実にはいっぱいですと言っておけば、それで済むわけですので、事業所は。悪い言い方をしますけれども。そういうケースというのは間々あるんです。間々というよりも、よくあることなんです。例えば事業所を利用したときに、ここをもっとこういうふうに改善してほしいとか、例えば一定のクレームをつけられたような場合、大体事業所は断るそうですね。そうした人から問い合わせがあった場合ね。だから、そういうことというのは間々あるんですよ。

現実には、いろんなサービスを組み合わせるといっただけけれども、まずそういう断られるというケースが多いものだから、だんだんサービスを長いこと使っていけば使っていくほど、組み合わせが実はできなくなっていく。

私の知っている人は、介護保険のサービスを目いっぱい使っているんですよ、その人は。だから、障害者自立支援のサービスの枠を広げていただかないと、もう生活そのものができなくなりつつあるわけです。だから、障害者に対する土・日のデイサービスを実施してほしいとその人は言ってみえるわけです。

これから、そういうケースというのはもっとふえてくると思うんですね。だって、家族はだんだん核家族化していくわけですよ。今はまだ同居だとか、そういう人たちもまだおられるわけですので、家族介護が実際の担い手として大きくなっていますよね。現実には、毎年16万人も介護のために仕事をやめてみえるというような政府の統計もあるわけですよ。しかし、現実には仕事もやめられない人たちもこれからどんどんふえてくると思うんですね。だから、そういうことでいけば、介護保険のニーズというのは高まっていく。

そういう中で、限度額が決められているわけですので、介護度に応じて。それ以上のサービスを受けようと思うと、障害者手帳を持ってみえる人だと障害者自立支援のサービスを受けるしかないということなんです。だからそうなると、その部分でさらに活用しようとする、じゃあ土・日はどうしたらいいんだということになるわけですよ。なるだけ近場の大口町の障害者の施設を使いたいと思っても、土・日はやっていませんので、使えないわけですよ。その部分を検討していただけないかなあというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 現在、お話をされている方でございますけれども、介護保険と申しますと、障害を持ってみえるから、年齢的には50代ぐらいになられる方ですかね。そういったところもいろいろありますけれども、じゃあ障害部門のデイサービス、土・日云々、もちろんそういった事業所は、先ほど言いましたように日中一時支援ですね。要はサービス体系が障害者自立支援になりまして、市町村が行っていく地域生活支援事業、そして国が面倒を見ていく介護給付の形のサービス事業、そういう中で今言いました日中一時支援事業というのは、

そういった介護給付の、全く性格が違ふと先ほど言われましたけれども、基本的には生活介護という中でのことも行ってまいりますので、確かにある意味重度の方も可能でありますよ、そういった方が対象ですよというところでもありますけれども、そこら辺のところは、先ほど言われましたように、事業者が選ぶ、まさにそういうこともあるかと、そんなことを思いますけれども、逆に私どもが今お聞きしているのは、本当に困ったと。枠ではめて物事を考えれば、あなたはこういったサービスはこの枠の中ではできませんよ。でも、うちとしては何とかしてあげましょと。そういう中で、サービスを受け入れてもらって本当に喜んでみえる方もお見えになります。

そういうことを思えば、まさに言われることもわかりますし、私どもはこうして話をさせていただくこともわかっていただけるかと思うんですけれども、どうしても最終的には自立支援一つとってみても、介護保険をとってみても、お互い地域の皆さん、さらには最終的には家族になるかというところは出てきますけれども、やはり少しずつお互いに力を出し合っていないことには、本当に今後の高齢化社会、どんどん進化していきます。本当に3割を超える時代ももう間もなくということをおもいますと、すべてそういったサービスだけで本当にカバーできるか。そういった波が過ぎた後、今後どう考えていくか。サービスだけは減ったから積みなさいと。そればかりでは、将来的なことも考えれば、かといってサービスを置き去りにしているのかということも出てきます。そういう中で、お互いに出せる力をこれからは少しずつ出して考えていかないと、本当にこういった障害者、さらには高齢者事業は成り立っていかないと、現状のところは思っておりますので、そういった部分では今後も考えてまいりたいと思っております。

(1番議員挙手)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 現状、いろんなサービスの網から漏れていってしまう人たちというのは、どうしてもあるんですよ。だから言うわけですね、私は。そこは御理解いただけると思うんですね、町も。理解せざるを得んでしょう。そういう意味では、網から漏れているわけですから、網を繕わないかん話じゃないですか。だから、私はその部分を繕ってほしいという提案をさせていただきます。

だから、何も私、悪いことを言っているわけじゃないんだけどなというつもりで質問をしているんですけれども、制度がこうだからしょうがないというんだったら、別にお金だけ出しておけばそれでええがやという話になっちゃうじゃないですか。そうでしょう、国だって。現実にはそうじゃないですよ。介護保険だって、もともとは国がやればそれでいいわけですがけれども、何でそういう事業を市町村にやらせるかといったら、身近な人たちが一番御存じだもんだから、



だから市町村にやらせるわけでしょう、現実の話は。だから、そういう中で身近な人たちが工夫していくということは当然のことだと思うんですよ。

そういう意味では、網が破れておるんだから、網を繕ってほしいと。いろんなサービスの網があって、セーフティーネットという名前で横文字になっているけれども、それで救えん人はどうするの。もうちょっと網の目を細かくしてもらおうとか、網を2枚重ねにしてもらおうとか、そういうことが私は必要だということをおっしゃるんですよ。

だから、そういうことを考える一つのものとしては、私は身近に聞いておるのは、障害者に対する土・日のデイサービス、これはないわけだから、検討してほしいんですよ、本当に。網がちっと破れておるもんだで。どうですか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 何度も同じ答えになってしまうかと思いますが、デイサービスと基本的には同じような内容を行っております日中一時支援事業でとらえれば、施設系のところで行っております。そういったところでは、土・日の対応をしておるところもありますので、まずはそういった中で、本当にサービス提供、さらにはそれを利用する利用者サイド、需要と供給ですね。まさにそういった部分も考えていかなければいけないというふうに思いますので、日中一時支援事業、さらには移動支援、いろんなサービスを活用していただくということがまずは第一の個々の対応と考えるので、よろしく願いいたします。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 福祉のこういうサービスの中で、需要と供給を言い出したら、これはもう成り立たないですよ、本当に。どうしても金がかかるんですよ、マンパワーでいかにかんわけですから。機械化するようなことじゃないですからね。だから、そういう意味では、やっぱりないサービスはつくと、それしかないんです、マンパワーで。だから、それはぜひ御検討をいただきたいと。

何度やっても同じ答弁が返ってくるということであるならば、全く進みませんので、しかし、私は意外としつこいもんですからね。また9月議会に持ち越せばいいかなというふうに私自身は思いますので、さらに町にもこうした形で提案を申し上げていきたいと思っております。

最後ですけれども、国保に傷病手当をという問題です。

実はこれも3月議会から持ち越した問題ですけれども、3月議会でどんな質問をしたかということですが、65歳以下の世帯主が入院を4日以上した人数は何人であろうという質問をしましたね。そうしたら、65歳以下の世帯主が入院を4日以上した人数は73人でございますと村田部長さんからお答えいただきました。その次が、65歳以下の世帯主が死亡した人数は何

人でしょうかと質問しましたところ、9名でございますと。そのうちの1人は、入院なしでお亡くなりになられたということでもあります。入院せずに亡くなるという、本当にびっくり、このときはしました。

その次が、65歳以下の世帯主が入院4日目から日額3,000円、これ傷病手当を日額3,000円だと仮定して支給すると、大体どのくらいになるんでしょうかというふうに質問しましたところ、平成20年度の実績でございますが4,469日分、そして仮定の3,000円ということでこれを掛けますと1,340万7,000円となりますという答弁が返ってきたわけですね。要するに、平成20年度の実績で見ますと、傷病手当制度をもし導入したとして、日額3,000円というのは建設国保とか食品国保とか、そういうところで手当として考えられておる金額ですね。日額3,000円というのも、全然根拠のない数字ではなくて、実は失業給付の最低保障が、日額にすると3,400円くらいになるんですね。これはどういう計算かという、130万を360で割るとそういう計算になるんです。これは失業給付の最低保障の金額なんですね。ですから、3,000円というのは、食品国保とか建設国保がやっている傷病手当金の金額からそんなに遠い金額ではないということなんですね。それも前の議会でそういう紹介もさせていただいたつもりなんです。

それでお伺いしたいんですけれども、端的にお答えいただきたいんですが、国民健康保険制度には、私は傷病手当制度が必要だというふうに思いますが、町の方はどういうふうにお考えなんでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 傷病手当につきましては、何度も御質問いただいておりますが、御承知のとおり国民健康保険法第58条第2項に規定する国保の任意給付事項であります。そして、同種同業者で組織されております建設業等の組合国保においては支給している場合もありますけれども、市町村国保は皆保険制度として社会保険やほかの保険に加入されていない方を対象にしているものであります。多種多様な職種の方が加入されていること、また社会保険のように傷病手当の基準となる保険料を算定する標準報酬月額を定めていないことなどから、国保にはなじまない制度と考えております。したがって、いずれの市町村でも国保の中に傷病手当を設けておりません。そして、本町でも今後設けていくということは考えておりませんので、よろしく願いいたしたいと思っております。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 私が聞いたかったのは、傷病手当制度というのは必要な制度なのか、不必要な制度なのか、どちらだと思っておりますか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 私は、必要か不必要かということを考える前に、市町村国民健康保険の加入者の状況について考えてみたいと思います。

データのものはちょっと古くなりますけれども、被用者保険と比べてみますと、加入者層を、まず国保の場合、75歳以上は後期高齢の方へ行きましたので、データのなものというのは外れますけれども、このデータをとったときで75歳以上が79%、被用者保険では21%、そして65歳から74歳まででは、国保では81%、そして被用者保険では19%、そして64歳以下、まさに生産人口でございますが、国保の場合は31%、そして被用者保険については59.8%、ここで初めて逆転してくるという状況になっております。

さらには、国民健康保険の対象となってみえる方について考えてみますと、まず国保に入れない人というところでお話をさせていただきますけれども、まずほかの健康保険に入ってみえる人ですね。まさにそうだと思います。それから国保組合、そういったところに入っている方、生活保護を受けている方、さらには後期高齢者医療制度に行った方、そういった方をすべて除いた方が市町村国民健康保険の中に入っております。

そして、さらには保険料の納める方、そういう義務者というのは、被用者保険とか、そういったところでは当事者ですね、まさに加入者。国保の場合は、世帯主が納付義務者という形になってまいります。

さらに、もう一つ考えてみたのは、加入者の状況の中で、国民健康保険の発足当時というのは、自営業者、さらには農業、そういう方々が非常に多かったです。ところが、今日の国保をとらえてみますと、無職の方が現在では53%、全国平均ですけれども、超えてきております。

そういったいろんなところから視点を持って考えていきますと、必要であるか不必要であるかというよりも、そういった中で傷病手当をどういったものとして考えるかというところは、私どもの中ではどう考えても無理がある。そういった中で、現在動いております。そして、市町村国保という中では、どこの自治体もされていないという解釈を持っておるわけでございます。ですので、先ほど言いましたことのまるきり裏返し、一般の私どもが入っておる共済保険とか、会社で入っている保険、こういう中では設定は可能であろうと現在私は思いますので、必要か不必要かを論ずる前に、まずこういった部分の問題については真剣に考えないと、そういった中へ入っていけないと思っております。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） そういう最初から入れない論議をしてはいかんですよ。一般の健康保険等に入っている人たちは、傷病手当金制度があるんですよ。しかし、ないのは国保なんです。だから、国保に傷病手当制度は要るのか要らんのか。だから、必要なか必要じゃないのかと

いうことを答えてほしいんですよ。

自分たちはいいですよ。共済組合に加入しておられるから、自分たちの給料の一定の割合、大体残業手当もみんな含めて計算するんですよ。そうなんです、基本給だけじゃないんですよ。残業手当も全部含めて計算するから、大体基本給の8掛けぐらいの傷病手当金が現実にはもらえるんだわ。そうでしょう。

国保の場合、これは物すごい譲歩した計算ですよ。日額3,000円、これは生活保護以下じゃないですか、現実の話。これをもらったって、生活保護以下ですよ。

社会保険に入っている人たちは、傷病手当金制度があってもいいけれども、国保に傷病手当金制度がなくもいい理由というのはい体何なんですか。おかしいじゃないですか、制度。国民皆保険制度と言っておるのに、入っておる制度によって中身が全く違う。金額が違うだけならまだいいですよ。制度がないんですから、国保には傷病手当という制度が。このこと自体がおかしいと言っているんですよ、私は。

それで、その前に考えないかんことがあると言われるんだけど、それ以前に考えることは何なのかといたら、必要なか必要じゃないかということを考えるのが先じゃないですか。それから必要だというふうに思うんだったら、どうやったらそういう制度をつくれるかということを考えないかんわけですけれども、もともと傷病手当に踏み込みたくないようなところから入っていけば、議論なんかできっこないじゃないですか、最初から。もっと譲ってくださいよ、私の方に。歩み寄ってもらわないと、これは議論が進まないんですよ。

傷病手当金制度は必要かどうか、不必要だと思うかどうかどっちなんだ。町長、どっちなんですか。議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 今まで再三、この件につきましては御質問いただいております。その中で、ずうっと終始一貫お話をさせていただいておりますが、法律的には、現状では国保では傷病手当制度の導入までは求められていないというふうに理解しておりますし、なおかつ現在の市町村国保の現状を考える中では、それは到底導入できる状況ではございません。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 私は、必要だと思うのか不必要だと思うのかを聞いておるだけで、導入できるとかできんとかという話をしているわけじゃないんです。教えてください。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 先ほど吉田議員さんもお話をされたんですけども、基本的にしつこい質問をいただいておりますけれども、そのしつこい質問の中で、しつこいから回答をこうしていくんだというような類のものでもないというふうに思っております。ですから、御回答

は同じになります。現在の法的には、国保ではそこまで求められているというふうに思っておりませんし、またさらに現実的なことを考えますと、市町村国保の現状からはそれが導入できる状況ではないということでもあります。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) そうすると、必要とも思わないし、不必要だとも思わないということなんでしょうか。

議長 ( 酒井久和君 ) 副町長。

副町長 ( 大森 滋君 ) 傷病手当につきましては、国民健康保険の制度の趣旨というのは、例えば医療にかかったときに本人が 3 割を負担して、あとは保険で負担をしていくという、それを継続することが保険の趣旨であろうというふうに考えております。そうしたときに、いかに自主的な財源でそれが運営されるのかというのが大事であって、例えば傷病手当を入れることによって、一般会計から当然のように繰り入れをするという考え方であるとすれば、それは難しいということですね。物事は、マルとペケで考えれば非常に単純なんですけれども、世の中、特に社会についてはマルとペケで割り切れない部分が大変たくさんあるというふうに、吉田議員自身もお思いだと思いますけれども、これについてもそういう問題ではないと。制度全体の中でどうあるべきかということを考えていくと、今、町長が言いましたように、国保財政の中ではそれを到底、一般会計からの繰り入れを前提としたような形で採用することは難しいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 私、一言も一般会計から繰り入れよと、きょうの質問の中で一言も言ってないですよ。そんな質問はしてないですよ。傷病手当制度が必要だと思うのか不必要だと思うのかと聞いているのに、何で質問をどんどんはぐらかしていくの。何か私、悪者になったみたいな感じがするんだけどね。違いますか。手を挙げるの待ってくださいよ。

私、一言でも一般会計から繰り入れを前提にしてやれと言いましたか。そんなこと言ってないのに、何でそんな話をどんどんつくっていくんですか。そのことがおかしいんですよ。

私は、住民の皆さん方の実態をちゃんと見てほしいんですよ。いいですか、さっきも言ったでしょう。65歳以下の世帯主で死亡された人は何人見えますかといって3月議会で聞いたら、9人おられた。そのうちの1人は、入院せずに亡くなられた人ですと、部長答弁されたんですよ。これはどういうことを意味しているんですか、医者にもかからずに亡くなられるということ。私は、このことに胸が痛まないようなことではいかんと思ひます。こういう実態を、せ

っかく担当の部長が調べてくれておるのに、それが胸が痛まんのかと私は今言いたい、そういうことを。そういう軽々しい答弁では、私は全然納得できない、これは。

必要か必要じゃないかと聞いておるのに、何で一般会計から繰り入れる話が出てくるの。それは、必要だという答弁が出てきてから私は質問するつもりでおった。そうでしょう。それができるかできんかというのはまた別の話じゃないですか。まず自分たちが必要だと思わない限り、何も話が進まんじゃないですか。自分たちがやらんつもりのことを考えておるもんだから、そんなふうにはぐらかしていきくんじゃないですか。前提が全く違う、それは。全然入り口が違う。おれは真っすぐ進んでいこうとしておるのに、右から入ってきたり、左から入ってきたりして話をはぐらかしていきくんじゃないですか。これ一問一答方式になったでいいですよ。3回までの質問だったら、いつかこの質問は終わっていますからね。そうやって毎回はぐらかされる、あなたたちに。だから、これは本当によくない。

必要なか必要じゃないのか、それを聞いているんですよ。国民健康保険法の第58条にも、これは任意だけれども、議会の議決さえあれば、あれは議会の議決が要るんです、たしかね。議会の議決があれば、そうした傷病手当金制度等を導入することができるんですよ。それは厚生労働省だってちゃんと認めていますよ。だれも悪いなんて言ってないじゃないですか。国がやってもいいと言っておるのに、何で町長がやれんと言うんですか。そんなことおかしいですよ、そもそも。なぜやるような方向からまず検討しないのか。だから、必要なか不必要なのかを聞いているんですよ、私は。やりたくない方向から考えているもんだから、そういう答弁が出てきちゃうんです。それが問題なんですよ。もう一回答弁してください。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） この問題に限らずですけれども、私ども行政側としては、吉田議員さんからいろいろと質問を受ける中で、現実にその制度の実態等を判断する中で答弁をさせていただいております。今のお話もそうではありますが、確かに私どもが直接聞かれた質問に沿って回答したわけではありませんが、今もお話にありましたように、その次にそれが出てくるということが、私ども実際にその制度を運用している側として十分に想定ができます。そういう中で御回答を申し上げたわけでありませう。

それと、入り口の部分というのは、最初から吉田議員さんとは入り口のところから違うのかなということを思っていますし、あくまでも法律で言っていますのは、その制度としてあるよという話だけであって、それを判断するのは保険者の側で判断をすればいいというふうに理解をしております。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 町長が判断して、不必要だという答弁だったのかなあと、今の答弁の内容は。しかし、さっきも言うように、国は認めておるんですよ、つくっていいって。ただ、法律でつくっていいと言っているんだけど、つくるための法整備がされていない。そこに問題があるということなら、だれでもわかる話ですよ、そうじゃないですか、現実の話。

今の給料だとかそういうものがきちんと傷病手当として幾ら払わないかんの、そういうことが実際には把握できないもんだから、だから国保制度にそぐわないというのが従来の答弁じゃないですか、今までの。それは、傷病手当金をどうやって決めたらいいのかわからんから、だからそぐわないという言い方を今までずっとしてきたんですよ。それは国がずっと今までも言い続けてきたことなの、これは。

国民健康保険法というのは、昭和33年でしたか34年でしたか、できたんです。今から50年前に。それ以来、この部分というのは全然変わっていないんです。もう半世紀ですよ。半世紀も傷病手当金制度をつくってもいいと言いながら、ほかってあるんですよ、現実。だから、それが問題なんです。

社会保険の方はどうだったかという、すぐつくったんですね、傷病手当金制度というのは。何でかといったら、必要ですよ。工場だとかいろんなところで働く労働者が、病気になって働けなくなって、生活できなくなったら困るわけですから、即つくったんですよ。国保の人たちはじゃあどうしてつukらないのかといったら、ほとんどが自営みたいな仕事でしょう。大企業は何も困らないですよ。だから、ほうり放しなんですよ、現実。私はそういう歴史がこの国保制度の歴史の中にあるんじゃないかというふうに思うんですね。

だから、そういう意味では、私は今こそ失業する人だとか、いろんな人がおられるわけですが、こういうときだからこそ、私は傷病手当金制度というのはつくるべきだというふうに思うんです。

大口町がイの一番に手を挙げていただいて、前向きになっていただいて、まずつくるぞというのろしを上げていただきたいと、私は励ます意味で質問しているわけですが、全国に先駆けてそういうことができないのか。今、困っている人もいっぱいある。大口町にも、病院にも行けずにお亡くなりになっている人が65歳未満の人の中にもおられる。こういう実態を見た場合、放置することができないじゃないですか。だから、私は前向きにそこは検討をこれからもしていただきたいというふうに思います。それは、また9月議会で続きはやればいわけですので、そうしたことを要望して、私の質問を終わります。以上です。

議長（酒井久和君） 会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

（午前11時27分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

田 中 一 成 君

議長（酒井久和君） 続いて、田中一成議員。

2番（田中一成君） 3点について通告をさせていただきます。

初めは、2市2町の新処理施設の建設問題であります。

私も委員の1人でありましたけれども、候補地検討委員会、13回の検討を経て、執行部側に答申をさせていただいたのに基づいて、首長会議で犬山市と江南市の二つに絞った候補地を、さらに犬山市の候補地に絞ったという報告を受けてまいりました。新聞等でも報道されてきたところであります。私も2市2町の検討委員の1人でありましたけれども、積極的にというよりも、ここで傍観しているのもなんだろうという気持ちで検討委員に推挙いただいて加わったわけでありまして、もともと候補地検討委員会の限界というのは御承知のようにあったわけでありまして。これは、ごみ問題の根本問題を云々する場ではない。あるいは、ごみ焼却の方法はどうあるべきかということを検討する委員会でもない。要するに、首長の皆さんから、それぞれの2市2町の行政区から一つずつ候補地を上げていただいて、その4候補地について比較・検討しようと、どこが最も適切なのかという評価をしてくださいということに限定された候補地検討委員会でありました。

しかし、この候補地検討委員会の委員会は傍聴も自由でありましたので、住民の皆さんが傍聴に来られました。あるいは、パブリックコメントという形で、市民の皆さん、町民の皆さんの御意見を自由闊達にお寄せいただくという機会もつくりました。そういう中で出された市民や町民の皆さんからの意見はどういうものが特徴的だったのかと言えば、どこの候補地がいいとか悪いとかという意見はほとんどない。もっと根本的なごみ問題についての論議を、我々市民に公開の場でやってほしいんだという意見がほとんどであったと私は記憶をしております。そういう意味で、現在、このごみの候補地問題で最も根本的な問題は、やっぱりこのごみ問題を住民と自治体がどのような立場で協力・協働をしながら解決をしていくべきなのかという原点に立ち返って、市民の皆さん、町民の皆さんと執行部とが論議をし合う、検討し合う、こういうことがないと、候補地問題だけを先行して絞り込むということだけでは、これは市民の皆さんのトータルな理解は執行部側に対してできないんじゃないかということ、私は常々意見も言ってきましたけれども、心配をしております。

そういう意味で、現在進行していることについては、それぞれ首長さんたちにゆだねるよりしようがないという面があるわけでありましてけれども、しかし、いずれにしろ候補地周辺の住



民の皆さんも含めて、この2市2町の住民の皆さんの総合的な理解を得るために、そういうごみ問題の根本問題について現状を直視しながら、さらに住民の皆さんに総合的な理解と協力をしていただけるような、そういう機会をぜひつくっていかないと、これは住民合意のもとで、認識に基づいてこの問題を解決していくということにはちょっとスタンスがあり過ぎる、距離があり過ぎるんじゃないかというふうに懸念を持っているところであります。

そういう視点で5月31日でしたか、日本共産党主催で江南市の市民会館の1室を借りて、ごみ問題についての講演とシンポジウムというものも持たせていただいて、そういうことの解決の一端にでもつながればという努力を、森町長初め大口町の行政の御協力も得ながら、そういう場も持たせていただいたわけでありますけれども、そういうトータルな立場について、現状、なかなか複雑な状況があるわけでありますけれども、基本的な見解をお聞きしたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 田中さんの一般質問についてお答えいたします。

まず最初に、候補地の絞り込みについては経緯的なお話になるかと思っておりますけれども、新焼却処理施設の候補地検討につきましては、平成19年8月30日に開催されました第1小ブロック会議におきまして、新施設の供用開始目標年次を平成30年度にすることが合意されまして、その合意のもと検討された新施設の建設事業計画を承認して、現在に至っております。

議員の御指摘の絞り込みにつきましてはですが、先ほど申し上げました供用開始を平成30年度とするということの合意のもと、その都度、第1小ブロックを開催しまして、問題を協議し、2市2町の合意のもとで進めてきております。今回の候補地の絞り込みにつきましても、ことし3月末に、本来、スケジュールに基づけば候補地を決定することになっておりました。がしかし、諸般の事情もありまして、御報告のとおり、ことしの5月25日の2市2町の第1小ブロック首長会で候補地が決まったということでございます。

なお、これでも既に、平成30年度の供用開始目標年次から比べますと、2ヵ月のおくれというような計画になっております。以上です。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 常々、行政は大きな計画を持って何でも進めるわけでありますけれども、その計画の進め方について、住民のしっかりとした合意やバックアップがないままに突き進むというようなことがありますと、障害にぶつかって計画が大幅におくれるというようなことになるのではないかと。急がば回れで石橋をたたくようにして、この問題は進むのが私は適切なことではないかということも指摘をしてまいりました。

そこで伺いますが、先ほど言ったように、住民の皆さんから検討委員会に寄せられたさまざまな意見の中には、ごみ問題の根本問題についての2市2町の行政側の積極的なスタンスが見えてこない。こんなことで建設候補地だけ絞っても、我々は納得がいかない。あるいは、そういう原点に立った行政側の姿勢をきちんと明らかにすべきではないかと。あるいは、もっと具体的に言えば、ごみの減量、焼却ごみの減量、こういうことについて全力を挙げてそういう積極的な努力をしているという姿勢が見えてこない。もっともっとやれるはずだと、なぜそういう姿勢が市民の間にきちんと打ち出されてこないのかという不満の声がいっぱいありました。

今現在、ここでも何回も論議されてきましたけれども、焼却ごみ量の半分ぐらいは、分別をすれば何らかの形で資源化したり、あるいは焼却以外の方法に依拠して処理することができるはずだというのが、一般市民、町民の間でも平均的な物の見方になってきています。そういうことで、大口町ではポイント制度、私はどうかなと思ったんですけどね、あれ始めるときには、資源ごみを町内の分別収集のときに持っていくと2点いただいて、リサイクルセンターに行くとき1点いただいて、72点になると3,000円だと。そんなお金で人をつるようなやり方が、果たして環境を守るとか、ごみ問題を先進的に解決するとかというような啓蒙・啓発とは違って、何か人をお金でつって協力させるというような方法でいかなものかなと思ったら、住民の皆さんは決してそういう反応じゃなくて、積極的に協力して3,000円いただきたい。あるいは、3,000円にいかなくても、いろんな景品がもらえるということで、私もごみを出しに行くときには、ちゃんとこのカードを渡されて、判こをもらってきなさいと言われるもんだから、はいと言って判こをもらってくるわけですから、住民の皆さんの反応や協力というのは、いろんなことがきっかけになるんであって、決して私だけの物の考え方、尺度であってはいかなあというふうに思ったわけでありましてけれども、しかし大口町は、江南丹羽環境管理組合の中に河北の皆さんの御協力を得ながら堆肥化施設をつくったり、あるいはこういうポイント制度を導入したりして、15%とか20%とか、今の焼却ごみを減らすというような2市2町の中では最も高い目標を持ってやっておられるわけですので、その点については敬意を表するところでありましてけれども、しかし、少なくとも大口町ぐらいの姿勢を2市2町が足並みをそろえる、そういうところまで少なくとも行かないと、これはただごみの焼却場ありきだけではないかという不信を持たれる市民の皆さんも多いのが、私は現状ではないのかなというふうに思います。

そういう意味で、率直に言って、大口町のごみの減量の計画、これをさらに積極的なものに練り上げていく、再検討していく。あるいは、2市2町も少なくとも大口町並みとは言っては失礼ですけども、そういうところのレベルまで焼却ごみ量を減量するというようなごみ処理基本計画の再検討をするぐらいの気持ちで、ごみの処理のあり方について原点に立ち返って、

改めて行政間で協議をする、練り上げるというようなことの必要性についてはどのようにお感じになっておられますか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） あくまでも、ごみの中間処理における技術的目標といたしましては、御案内のとおり、まず1番として発生抑制、2番が再使用、3番が再生利用、4番が熱回収、5番に最終的には処分というような順序で取り組むことになっております。

そういった構成市町の共通の位置づけに基づきまして、ごみの減量はどうか、またリサイクルはどうかなど、いろいろと検討しております。今、議員のおっしゃいましたように、大口町におきましては、平成17年11月のごみ減量宣言に基づきまして、それ以前からですけれども、生ごみの堆肥化、あるいはレジ袋の有料化、それから資源のリサイクル等、いろいろと実践してまいりました。そして、今実質的に、今現時点で平成21年度数値といたしまして10%を切るような、まだまだ20%の目標には達成しておりませんけれども、いろいろと大口町としてはやらせていただいております。

ただ、お話がございましたように、構成市町2市2町はそれぞれ歴史と申しますか、ごみに対する物の考え方と申しますか、そういった独自の施策を打ってまいっております。そういったことで、この2市2町が、先ほどおっしゃいましたように足並みをそろえるというのはなかなか難しいのではないかと。いわゆる住民の方の、今までのそういった歴史の中での考え方を一遍に統一できるというものでもございませんので、順次、当然新しい施設をつくれれば、その施設の統括するものに合わせた、そういう分別等々も発生してくるんじゃないかと思えますけれども、いずれにいたしましても、循環型社会の構築に向けまして、大きなこういった目標に向けて、それぞれがごみ減量に向けて取り組んでいってはどうかと考えております。以上です。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 大口町は、財政が大変健全な状況をつくってきたということが、ごみ問題についても、一定の財源を投入してでも減量に積極的に取り組もうということが出来るんです。今、法人税なんかぐんと減っているんですけれども、財政規律をきちんと維持してきたということが、大口町にとってさまざまな事業を新たに展開する上で大きな障害にならないわけでありまして、他の自治体はと見ますと、税務的レベルで見れば、そんなに財政状況は悪くないんですけれども、しかし、なかなか大変厳しい。大口町のようにポイント制度を導入してでもというような気迫を持ったごみ減量計画にはならないんです。

江南市議会などはどんな決議を上げているかといいますと、リサイクルしろしろと言うけれども、分別をして焼却以外の方法で処理をするということを一生涯やればやるほど自治体の

負担がふえると。これは国の制度のあり方がそんなことになっているんだから、ごみを減量して燃やさない、リサイクルするということを推し進めれば進めるほど自治体側の負担が重くなるような今の仕組みを、国に対して改めてくれという意見書や決議をやっているわけでしょう。もともと日本のごみ行政や環境行政は、根本のところ、いろんな問題が生じているのは、国の政治のあり方に手抜きがあるんです。

例えば、ドイツなどヨーロッパではデポジット制度、あらゆる商品を生産する際に、それがいわゆる再生産あるいは再処理する費用は、すべて事前に商品に価格を転嫁して、そして生産者がそれを負担するというのが当たり前になっておるんです。日本は違うでしょう。ペットボトルを幾ら売っても、その費用は、全部回収した自治体側の負担になっちゃうわけです。そういう意味で、私は環境省や当時の厚生労働省に行って直接交渉をやりましたけれども、なぜヨーロッパ並みにそういう拡大生産者責任といいますか、デポジット制度、そういうものをきちんと整えて、そして自治体側が一生懸命やればやるほど自治体の負担が大きくなるというようなことを、国はちゃんと再検討すべきだということも申し上げました。何の返事も返ってこないんです。

それから、ごみを大量に集めて1カ所で大量に高温焼却処理するという方法は環境に優しくないし、そして自区内のごみは自分たちの責任で処理しようという機運をそぐものであって、それは間違っていると。大体あなた方は、1,600度とか1,700度とかというような高温で物を溶かすということがどういうことなのかわかっているんですかというようなことを言いました。全然わかっておりませんよ。だから、そういう意味で、焼却炉メーカーの談合事件なんてあって、今、三菱重工に対して賠償金を取った自治体があったりしているでしょう。いわゆるそういう大企業のごみ行政に対する進出をバックアップするような国の姿勢が間違っているんですよというふうに私は言っていました。そういう意味で、当局の皆さんは専門家のアドバイスを受けながら、ごみ処理方法、焼却の方法も含めているんなアドバイスを受けて検討しているようでありますけれども、今どの程度までごみの焼却処理のあり方について、どういう方法が適当なのかというような検討は、どういう段階まで検討されているんでしょうかね。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 2市2町で、平成21年度に実施したスーパーバイザーのことかと思えます。これにつきましては、全協でもちょっとお話しさせていただいたと思えますけれども、いわゆる機種によっての特性といいますか、そういったものの段階でお話しさせていただいておまして、この機種がいいとか云々という機種選定に至るわけではございません。そういった中で、どういった機種があるのか。それと、その長所・短所といいますか、そういったことでアドバイスをいただきながら、今後、お話にあると思うんですけれども、平成22年度

に機種選定というふうなお話になってきます。そういったときには、当然のことでございますけれども、議員あるいは地域住民の方も含めた中で、そういった機種選定を正式にやっていく。今の段階は、あくまでもそういうふうに事前のといいますが、勉強会というふうな認識でいただいていると思います。以上です。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) 行政側が、住民の皆さんに先行して、専門家のアドバイスも受けながらそういうことを検討していくのは結構でありますけれども、情報公開条例によって取り寄せたところによりますと、一定の検討がされているわけですね。例えば、従来のストーカ炉だとういうところがどうだと、あるいは高温溶融炉、灰溶融炉、ガス化溶融炉、そういうものだとどうだというようなことをアドバイザーがアドバイスしていますよね。そういうのを見ますと、そういう情報も、今執行部側は専門家のアドバイスも受けながらこんなふうなアドバイスを受けているというような情報まで、何らかの形で全部の住民の皆さんにそれを一々広報やなんかでお示しするのは大変なことです。インターネットなんかで、ホームページなんかでそういうものをどんどん公開して、関心のある人が、ああ当局の執行部側は、今焼却方法については、こんなことについて専門家のアドバイスを受けながら情報を得ているんだなというようなことがせめてわかるようにしないと、情報公開条例で請求したのがたった 1 人で、そこから私は資料を分けてもらって、ああこんな検討して、ストーカ炉もちょっと有力視されているから、まだまともな検討をしているかなとか思っているんですが、そういう情報の共有、これも本当に大事なことなんです、ごみ問題では。

それで言いますけれども、高温溶融というのが、いわば鉄を溶かす高炉、銑鉄を入れて、コークスを入れて、石灰石を入れて鉄をつくる高炉メーカーの技術が利用されているわけです。いわゆる鉄をつくる溶鉱炉技術というのは、どんなふうな変遷があるかといいますと、昔はばい煙をまき散らしていたんですけれども、そういうものを防止することができるようになりました。その次には、硫黄分、硫黄酸化物、いわば硫酸みたいなやつを大量に出していましたが、それも全部シャットアウトする技術ができました。その後は、窒素酸化物、大気中には窒素が一番多いんですけれども、窒素酸化物をいかに減らすのかということに技術力がどんどん向上してきたんです。そういう意味で、溶鉱炉技術というのは、非常に純良な硫黄分の少ない石炭からコークスをつくって、その純粋なコークスと銑鉄とくず鉄と、それから石灰石、純粋な材料を入れて、それを高温で溶融して鉄をつくるという技術なんですよ。この技術をごみ技術に応用するというのが高温溶融炉みたいな技術なんですけれども、ところが材料が違おうでしょう。溶鉱炉メーカーは、そういう純粋な原料だけを厳選して、それで要らんものを出さ

ないようにやる技術なんです、ごみというのはいろんなものが入っている。金属も入っていますし、鉛もアルミも入っている、何が入っているかわからんのですよ。塩化ビニールも入っているんですから。ですから、江南丹羽環境管理組合の焼却炉が二つありますけれども、その傷みぐあいを現場で見させてもらったことがありますけれども、溶鉱炉だとか反射炉だとか電気炉、そういうところが溶けた鉄などに接して、そこが侵食されて減るのは全然違う炉の傷み方なんです。いわゆる化学反応によって、炉内は言いえも知れぬ化学反応式で塩化ビニールなどが炉に付着して、それが溶けてジュジュツといって燃えてというようなことの繰り返しなんです。それによって、れんがを支えるステンレスがあるんです、ステンレスの棒がいっぱい刺さっているんですが、そのステンレスもいかれるんですからね、あの焼却炉の中で。たった800度から850度の温度で、そういうふうになるんです。

通常、製鉄関係で600度から700度で溶けた金属などが接しないところは、ほとんど何十年間も何の侵食もなく、そのまま使えるんです。ところが、ごみを燃やすということは、物すごい化学反応があるものですから、炉の中が侵食されていくんですね。そういう意味で、ごみを燃やすということは、まだその内容が化学的にも科学的にも、どういう反応が起きているのかということが表現できないほど複雑な内容なんです。そういう中で、それをさらに1,300度とかというような高温で溶融するということは、さらに大変なことが起きるんです。沸点の低いといますか、溶け出す温度の低い金属はいろいろあるんでしょう。鉛とか、アルミとか、そういうものが1,300度ぐらいでは全部飛灰になるんです。ですから、重金属が1,300度ぐらいになりますと、全部灰になって、それがバグフィルターにたまったり、冷却塔の壁にひっついたりいろんなことをして、バグフィルターの性能が悪かったりすると、外に出ていくんです。800度ぐらいで燃やすのと1,300度ぐらいで燃やすのとでは、また違う恐ろしさがあるんです。

そういう意味で、それは溶鉱炉技術などを身につけた専門メーカーじゃないと、そんなものは運転もできないし、ましてやそういうことで事故の起きているところも、愛知県内でも幾つかあるんです。1,300度ぐらいになると、金属類もみんな溶け出してきますので、その金属類と、それからスラグといますか、そういうものが一緒になって溶けたのが下から流れ出るようになっていきますけれども、そこが固まってしまって、流れ出なくなって詰まってしまって故障して、それを何日間かけて冷やして水をかけて修理しようと思ったら、十分冷えていなくて豊田市で爆発事故が起るとか、専門メーカーじゃないと、専門メーカーが扱っていてもそんな事故を起こすんですよ。ですから大変危険なんです、高温溶融炉というのは。

私は、働く立場に立てば、今の江南丹羽で働いている皆さん、それから犬山の焼却炉で働いている皆さん、そういう皆さんが新処理施設になっても引き続き現場の最前線に立って、元気に地域のために働いていただくということも考え合わせれば、高温溶融炉など、あるいは灰溶

融炉などを導入するという事は、その人たちを主役から外してしまって、第一線での働きがいを奪ってしまうことにつながるし、危険度から言っても、私は従来のストーカ炉程度、いわゆる800度から850度程度で燃やす程度の焼却施設にとどめるべきだというのが、今のところ私の見解ですけれども、いずれにしても、今、執行部側が得ている焼却方法にはどんなものがあるか、どういう長所や、あるいは弱点があるのかというような情報を、アドバイスを受けている点については、一定の範囲内でぜひホームページなどで市民の皆さんに公開をしていただきたい。今、執行部側が一体この焼却方法などについてどこまで研究をし、どこまでたどり着いているのか、そういうところもすべてオープンにさせていただくことが必要ではないかというふうに思いますが、その点の御努力はしていただけるでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 高温溶融炉といいますか、そういったものに対する考え方も私はあると思うんですね。確かに何でも燃やせばいいというような時代と、先ほどお話がありましたリサイクルの中で、いかに可燃ごみを減らして、それを燃やすというような話になっております。今、お話のありました情報公開につきましては、私どももやぶさかではなく、こういったものは議員のおっしゃいますように、住民の理解を得るためにはやはり情報公開が一番だと思っております。ですから、そういったことにつきましては、第1小ブロックの幹事会等の方でお話をさせていただきまして、そういった中でどこまで情報公開できるか、ちょっと今お約束はできませんけど、そういった中で一応検討していくというようなお話で今は終わらせていただきます。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 情報公開条例で請求すれば、何百ページでもお金をかければもらえるんですよ。情報公開されているんです、既に。それを執行部側がみずから前向きにお金を出さなくても、インターネットを開けばちゃんと見られるように、一定部分はしてほしいということです。その程度のことは、首長会議で検討してくれという問題じゃなくて、事務局段階の話です。その程度のことは、首長会議で検討してくれという問題じゃなくて、事務局段階の話です。ですから、民主主義なんですよ、ごみ問題は。住民と自治体側の協力・協働、これの意識をいかに発展させるか。そのためには、前提条件は徹底した情報公開と住民参加の検討、いわゆる民主主義、これがきちんとしてさえすれば何らかの形できちんとか決着できるはずなんです。そのことについての消極的な姿勢がありますと、市民の皆さんから不信や不満や、そういうものが起きるわけでありまして。

今、私は、ある意味でこの2市2町のごみ問題、どういう方法が住民と自治体が協力・協働して最も適切な方法なのかということ全体を考えていけるチャンスだと思っております。候

補地に上げられた地域の皆さんは大いに関心を持ってきているわけですから、従来のように江南丹羽で言えば、河北の方と羽黒の方とが大きな関心を持って、そこから距離が遠くなればなるほど関心が薄れるという現象があったわけでありましてけれども、今は江南にも来るかもわからないということで、中般若の皆さんもいっぱい検討委員会に傍聴して下さって、そしてシンポジウムを開いてくれという意気込みですから、今度は犬山で、聞くところによりますと、うちの共産党の議員が、4町内会長が地元へ集まるから来てくれと言われたり、ごみ問題を考える会を立ち上げるから相談に乗ってくれとかということで、犬山で物すごい関心でありますよ。これを絶好のチャンスととらえなきゃいかんですね。邪魔な、むしろ旗が上がるんじゃないかといって嫌な顔をするんじゃないかと、こういうふうに関心を持ってくれる人がどんどんふえてきている、これをチャンスととらえて、自治体側が困っている問題を住民の皆さんに提起をする。住民からしてみれば、ごみ問題というのは恐ろしい公害で、この世で一番恐ろしいダイオキシンを出すところで、そんなものは来ないようにと、ただただ考えるだけじゃなくて、自分たちのごみはどういう方法で処理するのが一番最適なのか、ダイオキシンや重金属などの問題を最小限にとどめるためにはどうしたらいいのかと。最終処分場がどこもなくなってきているから、国は溶かすと。最少にしろと言っているけれども、果たしてその方法が正しいのかとか原点に立って、いろんなことを一生懸命勉強してくれるんです、関心を持てば。そして、行政以上に高いレベルでこの問題を何とか解決しようというふうに考える皆さんが、今どんどんふえていただける絶好のチャンスですから、このチャンスをとらえて、執行部側が得ているさまざまな情報を徹底的に公開していくということが、私は住民参加を促しながら、この問題を解決していく根本的に大事なところではないかというふうに思っております。

これは、ごみ焼却場だけの問題じゃないんです。ダイオキシンを発生するのは、プラスチックの製造段階とか、いろんな工場でいろんな化学物質を扱っておりますから、いわば有害化学物質の排出量というのは国が統計をとって決めていますね。大口町でも新しく公害防止条例を大口町と結んでいただける企業に対しては、有害化学物質の排出量を、毎年国に報告している内容でいいですから、大口町にも直接御報告くださいと。大口町の執行部で、年々の変遷を見ながら、企業努力もお願いをしていきたいというようなこともやっているわけでありましてけれども、いわゆるP R T R法で有害化学物質の排出量は、江南丹羽の一部事務組合の議員には、私だけは請求してもらっていましたが、全員に提出をしていただきました。これは、いわゆる化学分析に基づいて、一定の結果に基づいて、推定も含めて国の基準に従って、どれだけの有害化学物質を江南丹羽環境管理組合が出しているかということ国にデータとして上げているわけですが、これをただ単純に見ると恐ろしい内容ですよ。私は怖くて、怖くてというか、どういう方法で住民の皆さんに情報公開すべきなのか、お知らせすべきなのかとい



うことは、いまだに考えはまとまっておりません。

例えば、シアン化合物、青酸カリに匹敵するようなもの、これも相当量その中に含まれているんです。1回町長も見てください。これは、全国の事業所やごみの焼却場や該当する事業所から全部データを集めて、国が年間の国内における有害化学物質の排出量、搬出量のデータを毎年発表しています。有害化学物質の排出量というのは、日本は世界でトップクラスであることは間違いありません。莫大な量の有害化学物質が排出されているんです。これは、自動車からの排気ガスなども含めてね。ですから、子供たちがアトピー性皮膚炎とか、アレルギーの子供が何割にも達しているというでしょう。それは、そういうものが原因だというふうに言われています。それほど目には見えなくても、さまざまな有害物質が社会の中に垂れ流されているという実態があるわけで、そういう意味では、P R T R法などについても、一度、私は素人ですから、ごみの焼却場だけに限らず、一体どういうものがどの程度排出されているのか。お互いに、大口も安全・安心のまちづくり条例をつくりました。事業所に対しても、安全な地域づくりのために事業所の役割を果たしてくれというふうに規定しましたよね。それは、事業所から排出されるさまざまな有害化学物質を極力低減するということも含めて協力を要請していかなければならないし、今どきですから、技術者の皆さんも研究者の皆さんも、そういうことには最大の関心を持って努力をしていただいているはずでありますけれども、以前よりずっとよくなっているんですけれども、しかし、さまざまな有害化学物質を扱わなければ、物の生産ができないんです。

そういう意味で、そういうことも含めて、江南丹羽環境管理組合から排出されている有害化学物質は、ダイオキシンに限らない、現状でもさまざまな重金属、あるいはシアン化合物などを排出されているという認識も持っていただく必要がありますし、適切な形でこれは住民の皆さんにもいずれ公開をしていただく必要があるだろうというふうに思います。それはなぜかと言えば、焼却ごみの中にさまざまな物をむやみに投げ込んで排出をしたら、それだけ有害化学物質が自分たちのところにはね返ってくるんですと。なるべく物として、マテリアルリサイクル、物質としてそのまま再利用するという方法をとることがどれほど自然環境に優しいことなのか、燃やすということがどれほど恐ろしい環境被害を自分たちに及ぼすのかという自覚を持ってもらうためには、私は大変大事な点だというふうに常々感じているところであります。ぜひ適切な方法で、燃やすということがどれほどに有害化学物質を排出しているのかということについての情報も、適切な形で、ぜひこの際行っていただきたいというふうにお願いをします。いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） P R T R法に基づきます化学物質の管理といたしますか、そうい

ったものについて、江南丹羽環境管理組合の方から毎年出されているものを住民の方に一般公開したらどうかというお話でございました。今、現時点で言えることは、御案内のとおり、江南丹羽環境管理組合は、管理組合という一つの自治体でございますので、私がいいとか、悪いとかいう話ではございません。ただこの場でお話ができますのは、先ほども言いましたけれども、検討していくなり、そういった情報公開できるかどうかという話の中に踏む込むことについては、私の方から一度検討してみたいというふうには思っています。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) 例えば大口町内でもいいんです、あるいは愛知県内でもいいんです。国やどこからか聞いて、国全体では、例えば10項目なら10項目、20項目なら20項目でもいいですけども、こういう有害化学物質がどれだけ排出されています、大口町内では、環境管理組合も含めて、事業系からこんな有害化学物質が年間これほど大体出ていることになっておりますと。そのうち、江南丹羽環境管理組合はこの程度を占めているんですというような、表現的に江南丹羽環境管理組合だけをターゲットにするような形じゃなくて、全体の、トータルの社会に出ている有害化学物質がこのくらいある中で、江南丹羽環境管理組合もこの程度は出ているんですよと、これを住民の努力によって、これを低減することは可能ですと、そういうためにぜひそういう形で公表するというか、住民の皆さんに情報公開していくというようなことをぜひ積極的にやるべきだと思います。

ごみ問題は環境問題なんです。いかに環境をよくするかという視点に立って、このごみ問題に対応していく必要があるというふうに思います。ちなみに、剪定枝の堆肥化とか、新たにリサイクルセンターなどの敷地を拡大してやっておられるようでありますけれども、それらの現状について、ちょっとわかったら教えてください。

議長 ( 酒井久和君 ) 地域協働部長。

地域協働部長 ( 近藤定昭君 ) リサイクルセンターの横の草の堆肥場につきましては、建設部の建設農政課の方でやっております。どちらにいたしましても、五条川の堤防で生えた草を、草として終わるんじゃなくて、それを堆肥化していつかはどうかというような試みでやっております。

それと、リサイクルセンターも先ほどちょっとお話がございましたように、ポイント制度のよしあしは別といたしまして、リサイクルセンターの活用は予想以上に御利用いただいております。そんな中で、いわゆる駐車場の拡幅とか、そういった出てきたごみの置き場というようなことで今御利用させていただいております。

それともう1個、ボカシの関係ですね。これも団体さんの方をお願いをして、そこへちょっ

とつくっていただいておりますというようなこともございまして、そういった田中議員がおっしゃいますような環境の拠点的な物の考え方、そこでリサイクルするものはここでリサイクルできると。今、少しでも可燃ごみの中に入れないと、排出するんだと、分別するんだというような考えの中からいけば、そういったリサイクルセンターの活用もこれからも大いに活用していただけるんじゃないかというふうには思っております。

( 2 番議員挙手 )

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 前町長のときには、議会側と前酒井町長の間では、生ごみの堆肥化については、それは焼却ごみを減量する大変いい方法だということで意見の一致を見たわけでありましてけれども、全町を網羅するような一大拠点をつくってやるべきだということと、酒井町長は、いや、それはちょっと。各地で分散型のそういうものを拡大して、数多くつくっていった方がいいというようなことで意見の食い違いがあったわけでありましてけれども、いずれにしても、この前シンポジウムをやられたときに、岩佐恵美講師にも事前にいろいろとお話を聞きました。

私らも、いろんな堆肥化施設を見せてもらって、それを使って地産地消、地元農業の育成を図るといふようなところも各地で見させていただきましたけれども、営農をやって、きちんとした営農収入を得て、そしてやると。専門的な農業を育てていくという方たちからしますと、何が入っているかわからない、いわゆる生ごみからつくった堆肥、これはむやみには使えない。ですから、専門農家を使うような堆肥を一般家庭から出た生ごみで使うとする場合には、あれを入れちゃいかん、これを入れちゃいかんというような制限をかなり多く設けないと、専門農家が見えるような堆肥にはならないということも聞いてまいりました。そういう意味では、家庭菜園とか、樹木にやるとか、そういう範囲のものなら一般家庭から排出されるあらゆる生ごみを堆肥化したものも再利用可能なんでしょうけれども、そういうことも含めて、国の方は、バイオないしは堆肥化はそのまま一定の補助の対象にしますよと言っているようですけれども、現状でも。何らかの形でこれを大口町で進めようというようなことについての論議は、執行部の中で何かされているんでしょうかね。

議長(酒井久和君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 生ごみにつきましては、今、議員がおっしゃいましたように、前町長のときにいわゆる分散・集中のお話もございました。そういった中で、堆肥づくりをということでありまして、現状のエコステーションを維持管理していくというのが現状でございます。

そういった中で、今後どうしていくという話があります。その中で、今お話を伺っている

のが今のエコステーションの活用ですね。これはいわゆる地域性だけで終わらせるのかということになるんですけれども、今、現時点的には課題がございます。そういった課題をいかにクリアするかによって、各地区に対応できる。御案内のとおり、当然堆肥に関しては、当時のお話もございましたけれども、におい、これが一番の問題ですね。前回、田中議員さんから臭気の話がございましたけれども、そういった中で、そういったにおいをなくすということは不可能でございますけれども、いかに落として、環境的といいますか、地域の方にもやりやすい状態といいますか、そういったものをつくるかということで、22年度は検討課題とさせていただいております。そういったもので、ある程度処理ができる可能性といいますか、どこにもおけるような状態になれば、またそれで考えていくというような話になると思うんですけれども、今現時点では、課題を一つ上げれば、そういったにおいをどうエコステーションから出さずに、中で閉じ込めるといふか、消すといふか、そういったことで今検討させていただいております。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) この近くでも、今までも紹介してきましたけれども、大規模なやつじゃないですね、そんなに。一宮市の今伊勢でも中外薬品だったかな、そういうところと技術的な提携をしながらやっていますし、豊明あたりでもやっている、豊田でもやっている。いろんな自治体が既に堆肥化について、大規模ではないけれども、中規模あるいは小規模のやつをかなり専門的にやっていますので、私は行けませんでしたがけれども、この地方の地方議員団も各地を見て一生懸命研究をしているところです。執行部、事務局の皆さんも、積極的にすぐ近くにいっぱいあるわけですので、そういうものを見ていただいて、大口町一極集中で大型とまでいなくても、一つの区で、においもあんまり心配ないですよ、全然、一宮でも。私も見ましたけど。こういうものなら採用できるんじゃないかというような積極的な研究をして、もう一步、二歩、生ごみの処理について、私は前に進んでいくべきじゃないかというふうに思います。

先日のシンポジウムでも、季節によってごみが違うんですけれども、ごみの中の半分以上が水分だという話もありました。夏になると特にウリだ、スイカだといって、食べたやつを翌朝すぐに出されると、ほとんど水を回収しているようなものでしょう。それで、そういう生ごみが固まっていると、焼却炉でうまく燃えないからといって、一生懸命ピットの中でかきまぜて、水分を均一化してやっと燃やしているという状況ですから、スイカを食べたり、ウリを食べたりしたら、すぐにごみに捨てないで、新聞紙を敷いたバケツの中で2日くらい水分を取って出していただくと、物すごくごみも燃やしやすくなれば、効率的に処分ができるんだと。単純なことだけれども、そういうところにも住民の皆さんに協力してもらえる要素がいっぱいあるわけですので、いろんな意味で、焼却ごみ量を減らすということについてのキャンペーンをい

るんな機会に積極的にぜひやっていただいて、2市2町のごみ焼却候補地問題がどうも大口町に来そうにないということで、焼却ごみ量を減らすと、環境を大切にするというスタンスを後退させないように、積極的にこの2市2町の中で引き続き先陣を切って、このごみ行政に携わっていくという姿勢を堅持して御努力をしていただきたいというふうに思います。

2番目は、タクシーチケットの問題であります。

以前も、いわゆる外部障害の身体障害者だけではなくてというようなことで、内部疾患の障害のある方に対してもタクシーチケットの交付条件を緩和していただいた経緯があります。その方は大変喜んでおられますけれども、今度はこういう相談がありました。障害認定を受けて、足の手術をやられた方がおられます。結局、障害認定は4級なんですけれども、かなり年をいってから足の大手術をして、金属をはめ込んだりする技術がありますね、今。こういうのをやりますと、1ヵ月や2ヵ月ではまともに歩けるようにならないんです。半年とか1年とかかかるんだそうですよ。それで所得も少なく、病院にリハビリに行ったり、買い物に行ったりするのにタクシーがどうしても必要になるけれども、私ら外部疾患の身体障害者4級では、タクシーチケットの支給対象にならないと言われましたと。未来永劫タクシーチケットをくれとは言わないけれども、こんなに手術後で困って、実際に歩くことができない、歩くのに困難を来しているというような療養中、あるいはリハビリ中、そういう期間中だけでもタクシーチケットの対象にしてもらえるようにならないだろうかという御相談がありましたので、この質問をさせていただくわけでありまして。どうでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 通告に従いまして、回答をさせていただきたいと思っております。

まず現状でございますけれども、高齢者や障害者の皆さんの日常生活を容易にするためにタクシー料金の基本料金部分を年24回、最大48回まで、外出支援サービス助成事業として現在行っております。そして、その対象者につきましては所得の関係がございますが、本人の課税所得金額が200万円未満で満80歳以上の方、そして75歳以上の方で単身高齢者、高齢者世帯、そして要支援・要介護認定者のいずれかに該当してくる方です。

続きまして、身体障害者1・2級の方で、下肢、体幹、視覚、聴覚、腎臓、呼吸器のいずれかの障害の方を対象としております。それから、療育手帳A判定の方、そして特定疾患医療給付事業受給者票を持ってみえる方に対しては、申請によってタクシーチケットを交付しております。それで、この4月からさらに追加といたしまして、肝臓障害を持たれる方もタクシーチケットの交付をいたしております。もう1点、脳原性障害につきましても今年度から対象に、現在のところはふやしております。現状は以上です。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 今、肝臓障害の方も対象にしたんだという話がありましたけれども、C型肝炎、B型肝炎、訴訟をストップして、国との間で和解協議を進めようというところまで進展をしておりますが、具体的にはまだ進んでいないんです。これは何百万という単位なんですね。いつの間にか手術をしたらうつされていたということで、それが立証できる人は立証していくことができるわけですが、もうカルテがないとかと言われて立証できない人たちも大量にいるんです。

実は、私に相談をしてきた方は、足の手術をやっただけじゃなくてC型肝炎も患っておられるんです。すごい医療費がかかるんですね、気の毒ですが。この方は、足の手術はどのようにやったかといいますと、身体障害の認定を受けて、更生医療制度を利用して足の手術ができたんですね。手術をするときには、こういういい仕組みの中に乗せていただいて、町にも援助をいただいて手術ができたんだけど、何しろ多分60代ぐらいでしょう。そうすると、足のこの辺に金属の棒を入れたみたいですが、時々つえをついて外に出ている姿を見ますが、とてもさっさと歩けるような状況ではない。リハビリをかなりの長期間やらないと日常生活に完全に戻れないわけですが、とにかく病院通いもC型肝炎の病気も持っていて、こっちの病院、あっちの病院と通わなきゃいかんような羽目なんです。手術をするときには、そういう更生医療制度などに乗せてもらってできたわけですが、退院してしまったら、お医者さんに通うにもなかなか不便で通えないということです。病院に頼んで、町にも頼んで、1ヵ月ほど入院期間を延ばしてもらったんですね。家にこのまま帰してもらっても、家の中をはいずって回るだけで何もできないし、リハビリに通いなさいと言われてもリハビリにも通えないからということで、医師の証明があれば入院を1ヵ月延ばしても結構ですよ、町からそうやって配慮していただいて、入院は1ヵ月延ばしていただいたわけですが、こんな状況です。

1人の困っている人の意見を聞くということは、常にそういう環境や条件にある人たちがほかにもいるということですので、たった1人の人を助けるために物を言っているつもりはありませんけれども、ぜひ日常生活に支障を来すような状況があるわけですので、そこら辺については、また窓口に行って相談しなさいと言っておきますから、そういう現実を見て、ああこれは大変だなあというふうに多分受けとめていただければ、そういう方に対しても、タクシーチケットの支給対象にするということをぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 御事情は非常によくわかりますけれども、ただ一つだけ、私ど

も御理解をいただきたいと今思っておりますのは、外出支援事業というものをそもそも本来の目的として始めたのは、実際今おっしゃられるように高齢の方とか、重度の障害を持たれる方が、要は社会参加、外へ出るに当たって、本当に出る手段がなくて家に閉じこもりがちだと、そういった方たちの生活圏域の拡大とか、生活の質を少しでも向上していただけるようにお手伝いできないかということでタクシーチケットの交付を始めてきたというところでございます。

ただ現実、こうした中で利用されてみえる方を見てまいりますと、まさに今、御質問いただいている通院、そういったものが基本的に主流に現状なっているのではないかといった部分では、私どももこれは現状をもう少し考えなければいけないかとは思いますが、実際本当にそういった外出支援策というところを、この点については御質問いただいておりますけれども、議員さん方からも本来の目的というものも、また住民の方に広く教えていただけるようにしていただきたいなという、これは私どもの率直な感想でございます。それでそういった方に、現在のところ、非常に冷たいと言われるかもしれないんですけれども、まずは目的に沿った趣旨の中で、この外出支援事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) タクシーチケットの本来の目的は外出支援事業であってということですが、広い意味で言えば、元気に生活ができることをバックアップするシステムなんですから、足が痛くてお医者さんにも行けない、買い物にも行けないと。息子さんが休みの日に、1 週間に 1 回か 2 回、土曜か日曜でないと行けないというようなことではなくて、広い意味で、それは外出支援事業じゃないですかね。あんまり狭義に細かくこのタクシー制度はこういう趣旨だと言われても、住民の側は意味がわからんと思っております。

私の母親もいろいろとお世話になっておりますけれども、今、足が痛いと言うもんだから、はりとマッサージをやってもらったら、やせ細っている上にマッサージなんてすると、かえって体が痛くなっちゃうんですね。うちの中で歩いていたのが、今やはいずって、マッサージなんかやらない方がよかったなんて言っていますけれども、この間もヘルパーさんに来てもらって、車いすで散歩に連れていってもらったりなんかして、家族ではできない会話もできたりして、外出支援事業でおふくろも長生きしておって助かっておりますけれども、しかし、今私のところに相談に見えた人は、それ以上に生きることに向かって日常生活を送る上で困っているわけですので、あまり一つのシステムを専門的に狭義に考えないで、私は必要に応じて柔軟に対応できる部分については対応すべきだということを指摘しておきたいというふうに思います。

3番目は、小牧市を中心とする合併を含めた研究会をつくったという御報告を全協でいただいております。その後、新聞報道で豊山町と岩倉市が参加をしたという報道もありました。これは、やっぱり合併も研究の中身だというようなこともしきりに言われているわけですが、合併問題だけに限らず、幅広く行政のあり方や連携のあり方や、そういうことについての研究をするために大口町も参加をしたんだという御報告がありました。今現状でどんなふうな研究を進めておられるのか。また中間報告等は、どういう時期にその研究内容については発表していただくことになっておられるのか、御説明いただきたいと思っております。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、小牧市を中心とする合併を含めた研究会についてということで、議員御指摘のとおり、中日新聞にも6月5日でしたか、岩倉、豊山が新たに参加するという報道がされております。研究の中間報告等はどうかということなのですが、研究の取りまとめを22年度末を目標に今研究会を進めております。その中間報告を9月から10月に予定をしております。

昨年秋からこの間までの概要ですけれども、全協等、機会あるたびにお話はさせていただいておりますが、昨年の衆議院選挙前は道州制が盛んに論じられていましたので、3市2町の合併協議の教訓を生かし、今から道州制の時代の基礎的自治体のあり方を研究してはどうだろうと、本町から周辺市町の皆様方に声かけをし、その趣旨に御賛同いただいた小牧市さん、扶桑町さんと研究会を立ち上げました。あくまでも勉強会ですので、事務局は持ち回りとし、当番となる団体が会場や資料等の準備を行う、いわば大学でいうゼミのような形式をとっております。なお、この4月には岩倉市さんから、5月には豊山町さんから勉強会参加の申し出があり、5月末現在は5団体となっております。職員の方は、小牧、岩倉、大口、扶桑が各4名、豊山町が2名の18名で現在研究会を構成しております。

勉強会の内容につきましては、勉強会の設立の経緯に基づき、勉強会の主目的は、今後、地域主権や道州制の時代、基礎的自治体はどうあるべきかを研究することを確認しております。なお、昨年度は4回の勉強会を開催しておりますが、その主な内容は、1回目が勉強会設立の経緯、2回目が道州制とは、3回目が勉強会構成市町の行財政運営の状況について情報交換をしております。4回目には、今後の勉強会の進め方と報告書の作成の内容の概略を決定し、第5回目のときには、もう少し報告書の作成の内容について突っ込んだ議論をしております。以上です。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） そうしますと、合併問題そのものについての突っ込んだ研究とか検討と



ということには、まだ踏み込んでいないのでしょうか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 中日新聞の報道によりますと、最後の方でいかにも合併の研究会というようにとられるような書き方も一部ありましたけれども、現実にはそこまで踏み込んだ内容にはなっておりません。

（ 2 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2 番（田中一成君） 今、名古屋市では、マスコミ等の報道の仕方にも問題がありますけれども、議員は半減して、名古屋市の市会議員の報酬を800万円にして、福祉についてはそれぞれの地域委員会をつくって福祉はそこでやればいいと、市がそこに予算を配分するからと。議員は専らボランティア活動をやる程度でいいんだという河村市長の姿勢がありまして、その言うことを聞かないからということで、リコール運動をやって市議会を解散に追い込もうというような動きが名古屋市ではあります。大変誤った地方自治の本旨から外れる、首長に強権的な力を与えて議会を形骸化するものとして、日本共産党は、市民を含めて議会のあり方、それから執行部と議会との二元代表制の本来のあり方、それから議員報酬が年間1,300万円程度に減らされておりますけれども、既に。これが第三者委員会も含めて、どの程度の市議会の議員報酬が適当なのかというようなことなどについて、市民参加のもとで有識者を交えて検討していこうというようなことを提言しているところでありますけれども、こういう地域のあり方についての、一方ですさまじい誤った物の考え方が一方的に進められて、それをマスコミがまともに批判をすることなく、私に言わせればおもしろおかしく報道していて、名古屋市の市民の皆さんに言わせると、議員なんて減らしてしまえと、報酬も高過ぎるから800万でいいんじゃないかというふうな意識を持っている方が結構多いんですね。果たして、地域のあり方、地方自治体のあり方、そういうものはどういうものが正しいのか、今どうあるべきなのかということは大変重要なことですから、こういう機会を通じて深めていただきたいと同時に、この近隣であった合併の弊害、これも何度も言いますけれども、指摘をしておかなければなりません。

近隣では、一宮が旧尾西市と木曾川町を吸収する形で合併をいたしました。何が進んでいるのかと言えば、合併特例債を見込んで大規模プロジェクトが次々と計画をされていることである。そしてそれは、必ず国が特別地方交付税で面倒見てくれるからいいんだというキャンペーンのもとで、間もなく三つの大アリーナを並列した75億円の体育館が、一宮では光明寺、木曾川沿いの方に完成しようとしております。それから、一宮のJR駅ビルを建てて、中にいろんな公共施設も建てればいいと。これも莫大なお金を投じるということで着々とその準備予算などが今計上されつつあるところです。そして、一宮の市庁舎は古い建物で歴史的にも希少価値

があるそうですけれども、これを建てかえてしまえというのも合併特例債を充て込んだ計画の中に入れられております。

一方、木曽川の比較的新しい庁舎、あるいは尾西の庁舎、これらについては一部利用しているだけで閑散としていて有効活用も図られず、近い将来には、一宮市役所に全部集中してしまえという論議も今働いているところです。こういうことで、旧尾西市や旧木曽川町民の皆さんは、尾西にあった病院も、木曽川にあった病院も縮小の一途をたどり、おまけに県立循環器呼吸器センター、昔の尾張病院ですけれども、この県立病院なども含めて一宮市民病院に全部統合だということで、次々と病院が縮小・廃止、あるいは民間移譲になるという異常な状況です。果たして、この合併が一宮市民にとって何が有益だったのかということについての答えはなかなか出すことが難しいんじゃないかと。残るのは大きな体育館、75億円で年間の維持費が3億円ぐらいは最低必要だということでありまして、そういうものを維持する費用が増大するとかいうようなことでもあります。おまけに、一宮けいりんはお客さんがどんどん減って、何か特別席をつくったりしましたけれども、この経営も困難だと。どうするんだという中で、子供たちに夢を与えるようなまちづくりで、あの競輪場をサッカー場にして、一宮のチームをつくったらどうだなどというような意見もあるそうでありますけれども、いずれにしても、国の財政が窮迫している中で、国の合併特例債を充て込んで、次から次へと大規模公共事業を進めるというようなことが一宮市ではどんどん進められようとしております。本当にこういう地方自治でいいのかと。合併が、一宮市民、旧尾西市民、旧木曽川町民に何をくれたのかということとを十分に検証していかなければならないというふうに私は思っております。

これからの合併は、多分、合併特例債などというあめでつるというようなことではないというふうに思います。今は道州制などの問題も言われましたけれども、道州制が10年後、20年後に施行されることになるのかどうなのかということは私にはわかりませんが、しかし、住民参加の地方自治、住民が地方自治に選挙を通じて参加をすることによって、自分たちの代表である森町長がおると、住民の代表の1人である田中一成がおると、ここを通じて自分たちの意見が行政に反映できるんだと、そういうことを実感することによって、民主主義の大切さを知っていくことができる。体得していくことができる。いわば地方自治は、戦前と違って、日本国民が民主主義の大切さを体験することができる民主主義の学校だと言われてきました。この民主主義の学校である地方自治が、遠いところに市長さんがおって、遠いところに議員がおって、そして自分たちにはもう関係のないものだというふうにも実感されるような大規模な市町村合併や道州制というものが、本当に地方自治と民主主義を発展させる上で、私は有益かという視点も含めて慎重に研究をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井久和君） ここで、14時50分まで休憩といたします。

（午後 2時38分）

議長（酒井久和君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時50分）

丹 羽 勉 君

議長（酒井久和君） 続いて、丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 7番議席の丹羽勉です。

通告に従いまして、保育行政について質問させていただきます。

幼児期の子供の時間は、その後の人生に大きく影響を及ぼす重要な時間だと思います。幸いにも、本町では保育行政に理解を示され、延長保育、土曜保育の実施、必要に応じた保育士の加配、保育士の休憩対応、遅番対応など、きめ細かい保育運営がなされていることは評価できるものであります。しかし、財政的支出の削減を優先させるあまり、必要な対策が軽視されているのではないかと感じます。安全管理と責任体制を確立してこそ、町民の幸せな生活が支えられるのではないのでしょうか。

まず、保育の質についてお伺いします。

保育の質の研究をされている福島大学の宮教授は、乳幼児期に育つ大切な力は、人間らしい力の基礎となり、質のよい保育が最も効率的な保育になることを知っておくことが大切です。また、質のよい保育は社会にメリットをもたらします。質のよい保育を受けた子供は、社会に適応しやすく、しばしば活躍していることは統計的調査でも確認されています。コストがかかるという理由で保育を軽視することは許されず、ひいては社会全体に非効率を生み出します。だから、保育の質を守ることは社会の責任だと述べておられます。また、宮教授は、保育の質を決めるものとして三つの要素を上げています。第1の要素は、保育者と子供の関係の質、栄養と食事、安全管理といった中身の質。第2の要素は、保育者の配置、施設の整備や環境といった条件の質。第3の要素は、保育者の賃金や離職率といった保育者の処遇です。さらに宮教授は、この要素の中でも保育者の配置、保育者の賃金、保育者の離職率を重視しております。保育の質の向上は、保育者の処遇が大きなウェートを占めているのではないのでしょうか。

本町では、保育者の賃金は改善され、また保育者の定着率は高いと伺っております。そこで、保育の質を高めるためにも、保育者の配置を検証すべきと思いますが、御見解をお伺いします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、通告に基づきまして回答をさせていただきたいと思

います。

まず、議員御指摘のとおり、保育の質につきましては、この3要素によるところが大きいものと解しております。さらには、さきに策定いたしました次世代育成支援後期行動計画とも照らし合わせながら、その質の向上に努めていく必要があるものと考えています。具体的には、平成21年4月より施行されました保育所保育指針を基本に、養護及び教育を一体的に進め、その中でも保育の特性を生かした保育課程を作成し、内容や方法を見直し、子供にとって最もふさわしい生活の場であるような保育をしております。また、食育の推進にも力を注ぎ、食べることを楽しみ、自然の恵みとしての食材や、調理する人への感謝の気持ちが育つように配慮、さらには地域の方々との協働の質の視点などを取り入れ、中身の質の向上に心がけています。

次に、条件の質に含まれる保育者の配置につきましては、園児数に対する職員数では適正な配置となっております。質の確保は維持できています。また、室内外の環境を整え、健康及び安全に生活できるよう努めることはもとより、適応能力に欠ける子供には、視覚的・聴覚的・触覚的・嗅覚的・味覚的・体感的刺激を少なくしたり、加配保育士を配置し、集団生活がスムーズに送れるよう援助を行っております。

第3の要素に掲げられている保育者の処遇につきましては、賃金体制を見直すなどし、専門職として自覚を持った勤務がなされております。離職につきましても、家庭の諸事情によるものが間々ある程度なので、離職率は極めて低く、安定した雇用体制下にあります。いずれにいたしましても、これら保育の質を保育者の配置という視点で検証しますと、正規職員と臨時職員を組み合わせながら、全員の努力と工夫により、質を落とすことなく保育の質の維持・向上に努めているのが現状でございます。以上です。

(7番議員挙手)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 国は、児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準を定めており、厚生省令の児童福祉施設最低基準第33条第2項で、子供と保育者の比率、子供が構成するグループを定めていますが、本町の状況はこの基準に合っているかどうか、お伺いします。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 子供と保育者の比率、子供が構成するグループということでございますけれども、現在、今年度について御説明をさせていただきますと、子供が構成するグループというものを、年長・年中・年少、さらには未満児、そういった形の中でとらえますと、今年度につきましては、そういった構成するグループの形態はとれる形となっております。

(7番議員挙手)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 子供が構成するグループというのは、先ほど申し上げましたように、最

低基準の33条の2項で、年長・年中ですから4歳児・5歳児が30人で1クラス、それから年少（3歳児）は20人で1クラス、未満児（乳児）の場合は3人、それから1歳・2歳児が6人という構成するグループというものが最低基準で決められておりますが、本町の場合は、これに合っておるかどうかということをお聞きしたいわけです。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 例えば、南保育園を例に挙げさせていただきますと、定員140名の中で年長は現在1クラスでございますけれども、まずこれも構成するグループ、年長、年少、そしてそういう中でなっております、年中につきましては現在34名ですけれども、40名対応の中でできる2クラス、構成はできております。そして、3歳児につきましては、現在南保育園ですと26名ですけれども、そういった中で2クラスですけれども対応ができていっているという形に現状はなっております。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 南保育園、中保育園はよかろうと思うんですが、西保育園の場合は、定数も多いですが、実員も私がいただきました資料でいきますと多く、年長50人、年中が52、ここらは30人1クラスですので、2クラスでいいと思うんですが、年少が54人、年少の場合は、最低基準でいきますと20人で1クラスということになっておると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 西保育園につきましては、おっしゃられるとおり、5歳児につきましては2クラスで、総定員が200名という中で、5歳児につきましては60名2クラスという中での50人、そして4歳児につきましても、同じように2クラス60人という定員割り振りという中での52名という形をとっております。そして、3歳児につきましては、40人という中での現状2クラスで54人と、ちょっとこの部分がふえた形になっておりますが、定員に対して1割多くなってもという特例の形の中もございますので、そういった中での現状対応、そして未満児につきましては、定員を40名とする中での34名という形の中で、現状190名の園児を受け入れておるわけでございますけれども、そういったグループ編成もとれておると考えております。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 年少は20人で1クラスですので、54人おりますと、3クラスないとちょっとまずいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 大変申しわけありません。今の3歳児のところでございますけれども、クラスというところでお話をさせていただきましたけれども、現在、私ども54名に対して、職員を4名配置する形の中で、グループ体制がとれる形にとっております。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） ちょっとじっくりしませんけど、次へ行きます。

保育所の入所定員についてお伺いします。

大口町立保育所設置条例では、定員を「入所定員」と表現し、同管理規則では「収容定員」と表現しております。これはどちらが正しいかわかりませんが、答弁を求めるものではありません。ただ、条例を受けてできた規則が、表現が変わってってしまうというのはいかなものかなあという気はいたします。この管理規則の第2条の別表第1で、南保育園140人、中保育園170人、西保育園200人、北保育園150人と定め、4保育園の定員を660人としておりますが、その積算根拠をお伺いします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 保育所の定員につきましては、国からの通知によります保育所設置認可の指針によりますと、まず60人以上という決まりがあります。そのほかには、児童福祉施設最低基準により、乳児室の幼児1人当たりの面積が1.65平方メートル以上、保育室または遊戯室の面積は幼児1人当たり1.98平方メートル、屋外遊技場（運動場）につきましては3.3平方メートル以上、また職員配置につきましても、幼児おおむね3人につき職員1人、1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき職員1人以上、3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人につき職員1人、4歳以上の幼児おおむね30人につき1人と決められております。こういった諸条件をクリアし、時代の変容なども見きわめながら、現在の定員数を4園で660名と定めております。この660名の定員については、年間を通じて、平均して在園する園児の入所者数がおおむね80%から90%と想定する中で定員を設定しておりますので、適切な定員数であると考えております。以上です。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 660人はおおむね適切だということでございますが、本町の年齢別人口によりますと、20数年前から年間250人前後です。さらに5歳児、4歳児、3歳児で保育園に入る児童は、決算書によりますと、毎年、年齢別人口の60%強、百五、六十人です。それに3歳未満児100人弱ぐらいを加えても、4園の児童数は五百五、六十人ぐらいです。ちなみに決

算書による園児数は、18年度が550人、19年度が523人、20年度が561人ですが、これでも定員を見直す必要はありませんか、お伺いします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 先ほど申し上げましたように、積算根拠につきましては、児童福祉最低基準に基づいて、保育園施設が現有持っている面積から基準を満たす人数を積算した範囲内で定員が定められていっているということになります。そういった中で、私ども現在の660名の定員は、現状の中では適切に設定されていると考えております。そして、大口町の各年の入園児数から判断をすると、先ほどもお答えいたしましたように、毎年、定員の8割から9割、こういった範囲内でございますので、もし何かあった場合、一時的な園児数の増減にも対応可能かと現在のところは考えております。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 私は、この定員を見直す必要がないかとお尋ねするのは、私の通告の順番がちょっと狂ってくるかもしれませんが、大口町保育の実施に関する条例では、保育の実施基準を規定しております。そして、収容定員に余裕があるときは、定員に達するまで入所させることができると入所の特例を認めていますが、定員いっぱいまで収容した場合、職員の体制、今、部長の説明では、施設面においては整っているということで定員を定めたということですが、職員の体制などは整っているのでしょうか。定員いっぱいまでやっても、職員はそれに対応できますか、どうですか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 定員いっぱいまで子供さんを受け入れた場合、可能かということですが、大口町の場合、基本的に4保育園とも部屋構成は保育室が6部屋備えられております。そして、年長児対応が2部屋、年中も2部屋、年少も2部屋と、そういった想定の中となっております。それを単純の計算でもっていきますと、1園当たり160名という定員数になってまいりますけれども、4園で合計しますと、640名を収容するだけの状況は保有しております。さらには、遊戯室や3歳未満児室などがございますので、施設面においては、先ほど申し上げましたように、可能であると判断しております。

そういった中で、職員体制につきましては、現在の園児数であります575名に対応した職員によって今年度は構成をしておりますので、定員660名に対応する職員は満たしていないというのが現状でございます。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 体制が整っていないのに、これだけ入ると、いらっしゃいよというのは極めて無責任じゃないかと思うんですね。どんな施設でもそうじゃないですか。この施設だったら何人入りますよと。ここの安全管理も何人で対応していますよと。だから、この施設を使ってください、そういうところに町民は安心を求めてくるわけです。660人入るからいらっしゃい、いらっしゃいと。だけど、保育士は575人分しか対応できませんよというのは、ちょっと私はこれは無責任だと思うんです。だから、660人入れるのであれば、職員体制もそれ相当の体制を整えておくべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 確かにそういった視点も考えられますけれども、ただ、先ほどお話しさせていただきましたように、南保育園で例を挙げさせていただきますと、140人という定員を定めております。そういった中で、年長児につきましては、保育士1人につき30名まで対応可能ですよと。そういった中でそれぞれ対応してまいりますので、3歳児以上については対応可能かと思いますが、未満児につきましては、そういった部分で確かに対応できない部分というのは、660名となった場合、生じる場合はあろうかと思いますが、じゃあ、それだけの人数を常時配置しておくべきなのかどうか、そういった部分については、現状の中では毎年安定した形の中で園児等が入ってまいります。そして、さらには毎年10月、11月に保育園の入園希望をとってまいります。そういった中で、次年度の保育士の配置、そういった部分も考えていくという中で対応しておるとというのが現状でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） だから、収容定員の660を減らせばいいじゃないですか。何もこれだけ入るからと660人としておかなきゃならん理由がないんです、私から言わせれば。だから、職員の体制、575人分しかありません。さらに660人分というと、85人ですか、その分の保育士さんを置いておく必要はないと思うんですね。だから、660人を575人、多少余裕を見て600人とかと私は思うんですが、今の定員というのはいつ決められたんですか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 660名の定員設定をした年度は、平成12年度でございます。ただ、先ほども申し上げましたように、80%から90%の範囲内というところで考えております。そういった中でとらえますと、定員を例えば660名を600名と減らした場合、毎年、入園申し込みを行っていく中で、どうしても変動する場合がございます。そういった場合に、即座に定員をなぶっていけるかといった面も考えなくてはならないという中で、80%から90%の範囲内で



受け入れをしており、余裕を持った定員設定となっております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) 私の話がちょっと御理解いただけんようで残念ですけど、先ほど申し上げましたように、私は実績で申し上げました。さらには、年齢別の人口も、現在24歳の人で256人、250人を超えておるのはわずかしかないんです。25歳の人で271、26歳が306ということで、ここ二十数年は250人そこそなんですよ。実際に保育園に入られた方も、先ほど申し上げましたが、80%ないんです、60%強なんです。実際の保育園の決算書からいく数字ですとね。そうなりますと、これは必要ないと思うんですよ。一度、御検討いただきたいと思います。先へ進めます。

それともう一つ、保育室なんですけど、各園に6室ずつということで、全体でいけば、四六、二十四室あるから、これでいいというようなふうにお伺いしましたが、全体であれば、例えば西保育園は児童が多いですけど、この児童をあいている南保育園へ入れるというようなことはあるんですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) あいておればというか、例えば西保育園が200名定員の中で210名の方の申し込みがありましたといった場合、どうしても条件的に保育園にお子さんを預けない限りは就労を断念せざるを得ないとか、いろんな諸事情が出てまいります。そういった場合には、御説明をさせていただく中で、例えば北保育園の方であきがあったとすれば、そちらの方で御了解がいただければ、そちらへ入っていただくということは行っております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) 職員体制についてお伺いいたします。

保育園の職員の定数についてお伺いします。大口町立保育所管理規則第3条第2項で、保育所に園長以下の職員を置くとし、第3項で、職員の定数は大口町職員定数条例の定めるところによるとしておりますが、職員定数条例には保育園の職員定数は定められていないように思いますが、いかがでしょうか。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) それでは、職員定数に定められていないかということでございますけれども、大口町職員定数条例では、第2条第1項において職員の合計を210人とし、六つの事務部局のうち、町長の事務部局の職員を177人と規定しています。また第3条では、おのおの事務部局の職員の定数の配分をそれぞれ任命権者が定めるものとして規定しています

が、保育所など部門別に細分化した定数までは規定がされておられません。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) それでは、今申し上げたこの管理規則の条項は、今部長が説明していただいようなふうには読まなきゃいけないということですね。私は、具体的にこういうふうを書いて、保育士何名、調理員何名というふうに書いてあるというふうには理解したんですけど、そうじゃなくて、大枠の中で決めて、この中で177名の中にあるんだよと。あとの細かいことについては決めておられませんというふうには理解すればいいんですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 総務部長。

総務部長 ( 小島幹久君 ) 定数条例の関係ですので、私の方から答えさせていただきますが、定数条例の考え方自体が、今御指摘のとおり、事細かにはしておりません。ですから、保育所の例えば保育士の数でいきますと、そのときそのときに申し込みがあって、職員数が変動した場合に、その都度条例を変えるというものではなく、もともと定数条例は上限ですね。町長部局の事務的な部分も含めてなんですけど、上限を定めておるというふうには理解いただきたいと思います。その中で、大口町の場合、以前はその他職員といって行(二)の職員なども区分けしておりましたが、それも一般化して、現在は先ほど福祉部長が答弁したように、町長の事務部局は177人という総枠を決めておまして、その中での割り振りということになりますので、保育士さんがふえれば、事務部局の職員数が圧迫されるということになりますが、現在のところ、上限の定数として機能しておりますので、このまま変更する予定はございません。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) それでは、保育士さんについてお伺いします。

現在の正規の保育士さんの人数をお伺いします。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) 現在、保育園に配置されております正規保育士については38名でございます。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) この38名で、現在の4保育園のクラス担任は担当できるわけですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) この38名の中に、現在、うち7名の方が育児休業をとっておりますので、この部分については、代替臨時職員で補っております。そして、現段階においては、

保育園の全体で38クラスとなっておりますので、現状に即した体制になっております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) 現状じゃなくて、現状は何クラスあって、正規の保育士が何人カバーしてみえるのか。全部カバーしておられれば、それが一番理想なんですけど。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) いずれにいたしましても、38名中7名が育児休業をとっておりますので、それについては臨時職員の中でのクラス担任になっております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) もうちょっと単純に考えていただければいいんですよ。四つの保育園に何クラスあるんですか。そのクラスは、全部正規の保育士さんが担当してみえますかということなんです。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) 保育園の現在は、先ほど申し上げましたように全体で38クラスございます。そういった中で、臨時職員が担任を持っておりますクラスが5クラスでございます。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) ちょっと数が合わんような気がしますけど、いいですわ。私が言いたいのは、クラス担任の保育士さんは、臨時じゃなくて正規の保育士さんでやってほしいと、私はそれが言いたかったんです。そこへたどり着くのになんて時間がかかりましたけど、私が言いたいのはそれなんです。だから、育休とか産休の方で、これはやむを得んと思うんですよ。多分、その過程での相談はないと思いますので、そういうときになって産休・育休をとられて、そこが臨時保育士さんになるというなら、それはやむを得んと思いますけど、そうじゃなくて、最初から臨時保育士さんを担任に当てるというのは、私はちょっとまずいんじゃないかなと、私はそう思うんですが、そういう方はいないですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) どちらにしても、先ほど7名と言った部分につきましてはちょっと訂正させていただきますけれども、現在38クラスある中で7名の方が育児休業をとっている、その方たちのかわりにクラスに入っている人が先ほど5名と申し上げました。そういった形の中で現在は運営しておりますけれども、実質上、大口町の保育園は各園6クラス、そうい

後日訂正発言あり

った形の中でいきますと、各園ごとには最低10名の正規職員が必要になっております。そういったところとらえますと、現在の38名という部分では、2名の者が不足をしておるという実情でございます。そういった中で、今年度に置きかえますと、たまたま南保育園が年長クラスが1クラス、さらに北保育園でも1クラスがあいている状態の中で、38クラスで定員数と合っている状態でございますけれども、現状はそういった考え方をしますと、2名の者が不足をしておるといふことでございますので、確におっしゃられるとおり、満杯になったときに、それだけの職員がいないと対応ができないというのは現状の状況でございます。

(7番議員挙手)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 38クラスあって、正規の保育士さんが38名ということですけど、四つの保育園にはそれぞれ園長先生も見えます。園長補佐も見えます。この方たちは、多分クラスは持てないと思うんですね。いかがでしょうか。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) すみません、よく調べていなくて大変申しわけありませんが、各園に園長、園長補佐が2名、ただし、1名はクラスを持つ園長補佐でございますけれども、フリーの態勢の方が2名お見えになります。

(7番議員挙手)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 保育士さんについて、私の持論ではございますが、クラス担任は正規の保育士さんで担当していただけるような、そういうスタイルをつくっていただきたいなというふうに思います。

そこで、正規保育士さんの年代別構成をお伺いします。組織を構成する上で、年齢・年代というのは大事な要素だと思うんです。保育の質を向上するためには、ベテランから新人までさまざまな年齢構成の保育士がバランスよく配置されることが肝要だと思います。そこで、本町の保育士さん、先ほど実際38でいいんですかね、現在おられる方の年代別の構成をお伺いします。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 年代別の構成でございますけれども、今年度6月1日現在で数えておりますが、20代が10名、30代の方が14名、40代の方が6名、50代が8名の構成になっております。

(7番議員挙手)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

後日訂正発言あり

7番（丹羽 勉君） 先ほどもちょっと申し上げましたけど、保育士さんの年代にばらつきがあるんですね。10、14、6、8と、40代の方が6人しか見えない。やっぱり組織を構成する上には、バランスというものが大事だろうと思うんですね。そのためには、計画的に保育士さんを採用していかなきゃいけない。今、財政を副町長に削減せないかんとと言われて、ことしはなしとか、二、三年やめだというんじゃないくて、やはり長期展望に立って、必要な方たちなんですよ。そういうのはちゃんと採用していただきたいと思うんですが、最近では保育士さんを採用したのは、いつ、何名だったのでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 最近では3年前にさかのぼりますが、平成19年度に3名の方が採用されております。その後は、採用はありません。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） だから、19年にまとめて3名採用したから後はなしというんじゃないくて、やはりこれも計画的に毎年1名ずつ採用していけば、年代のバランスもとれると。そういう組織こそ強固なものになる。そうすれば、組織も安泰、町民も安心という構図が生まれるんじゃないかと私は思うんです。そこで、19年に3名だったわけですが、23年には1名採用するというような募集が出ていますが、23年、1名だけでよろしいでしょうか、総務部長さん。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 現在の保育士の充足からいきますと、教室の定員の問題を先ほど議論されておりましたが、教室の物理的な制限もあります。教室数からいけば、3歳未満児を除けば、ある程度保育士は充足していると考えております。ただし、今後のこともありますので、23年4月については1名程度と。程度ということは、優秀な人材があれば、もちろん若干名ふやしてもいいのかなという意味合いで1名程度ということですが、やっぱり人材の確保というのは一番マンパワーの部分ですので、重要だと考えておりますので、お願いいたします。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 役所の言葉で、程度とか前向きというのは、私もよく重々承知しておりますが、本当に前向きにひとつ考えていただけたらありがたいなと思っております。

では現在、保育園におられる臨時保育士の任務といたしますか、どのような仕事に当てられておられるのか、お願いいたします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 臨時保育士につきましては、クラス担任、副担任、加配保育士、

休憩対応、遅番対応とさまざまな役割がございます。しかし、保育に対する本来的な面におきましては、入所する子供を保育すること、入所する子供の保護者に対する支援を行うこと、地域の子育て家庭に対する支援を行うということにつきましては、共通した任務としてとらえております。また、これらは正規職員、さらには臨時職員でありましても、保育士として専門職としての自覚と責任を持って保育に当たっていただいておりますのが現状でございます。

( 7 番議員挙手 )

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 臨時であろうと、正規であろうと、保育士さんには変わらないし、それなりの資格を持ってやっておられるわけですので、それなりの認識もあって対応しておられることだというふうに思いますが、臨時保育士さんの中に、中にはベテランと言われる方もおられると思うんですが、臨時保育士さん、そういう特殊な仕事をしてみえるということで、人事担当としては、こういうベテランの保育士さんを特別採用するというお考えはありませんか。

議長(酒井久和君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) 今の御質問は、特別採用ということは、正規の職員にということかと思いますが、やはりあくまでも競争試験をしていただくというのが大前提であります。あと、先ほどの年齢構成のバランス等も考慮しまして、原則的には年齢制限も採用時に設けております。もし、別段年齢を外そうと思えば、社会人募集みたいなものも近隣ではやっておられますけれども、現在のところは、新規の新卒に近い若い職員を採用していきたいと考えております。

( 7 番議員挙手 )

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 次に、調理員についてお伺いします。

保育園の活動は、保育と食育の2本柱だと私は思います。その一つのかなめである食育の部署には、決算書によりますと、平成18、19年度は3園に正規職員である調理員が在籍していたと思われま。20年度では、正規職員である調理員は1人だけとなってしまっています。重要な部署だから、責任者となる正規職員である調理員を各園に配置すべきではないでしょうか、御所見をお伺いします。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 平成22年6月1日現在においては、保育園に勤務する調理員さんにつきましては、おっしゃられるとおり正規職員が1名、臨時職員が10名の形の中で対応しております。そして、園別におきましては、南保育園が臨時職員3名、中保育園が臨時職員3名、西保育園が正規職員1名及び臨時職員2名、北保育園が臨時職員2名の体制の中で運営を行っております。

確かにおっしゃられるとおり、正規職員云々、でも保育園全体をとらえてみますと、保育園は各園長の指導のもとで動いており、そして園長補佐、そういう中での動きをとっております。そういった中で、当然調理の部門につきましても、園長さん、さらには園長補佐さん、そういった中での動きというふうに解釈しておりますので、確かに各園に正規職員である調理員が配置されておれば、これは理想的なのかなあとと思いますけれども、調理というところでとらえれば、現状こういった形の中でも、子供たちにおいしい給食を食べていただくということは可能かと判断はしております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) それは、全体を見るのは園長先生、園長保育士だと思います。例えば、部長さんのところに課長さんが 3 人おるでしょう。部長が面倒見るでとって、課長 1 人なしというわけにはいかんでしょう。やっぱり保育園の中で、保育の部門と食育の部門があって、食育の部門の責任者は当然おらないかんと思うんです。今、私が例えて言いました課長さんと一緒です。保育の方には各クラスの担任がおられるわけですよ。この組織が成り立っている上に、園長補佐、園長がおるんじゃないかと私は思う。私は、調理部門の責任者というのは、正規職員で責任の所在を確認できる人でなければいかんと思うんですが、やっぱり必要ないですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) そういった面につきましては、先ほど言いましたように、給食は保育園長の指導のもとに、管理栄養士によって作成されますバランスのとれた献立によって、おいしくて栄養のある給食を安全に提供していくためには、調理員の資格、さらには衛生面等に十分注意を払った調理をすることが大切であると考えております。こういった中で考えてまいりますと、確かに正規職員、要は、責任を持った給食をお出しできるというところ、そういった部分で考えれば確かにそのとおりでございますけれども、そういう中で、現在、正規職員、さらには管理栄養士さん、それぞれ 1 名でございますけれども、そういった中で何とか対応しておるとい実情ではございますけれども、私ども、それで実際に食の質が落ちるとか、そういった中でとらえてはおりません。最大限できることをいっばい子供たちのために給食調理を出していこうと努めておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 酒井久和君 ) 丹羽勉議員。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) 部長の言われることは理解します。何にもなけりゃいいよというのは、私はちょっと理解できない。やっぱり何かあったらいかんので、そういうことを防止するため

に、そういう立場の人を置くわけです。だから、私はぜひこれは正直言うと引き下がりたくないんですけど、次へ進みます。

最低基準の中に、保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。要するに、自園給食を義務づけておるけど、そっくりそのまま業務を委託してしまう。保育園の中で調理すれば、いわゆる役場の職員がやらなくてもいいよということをおるんじゃないかと思うんですが、町の方としては、調理部門を外部委託を視野に入れたこういう人事配置、将来的に外部委託にするようなお考えがあるんじゃないか、お伺いしたいと思います。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） この児童福祉最低基準というのは、平成20年4月より改正された形の中で運用がされておりますけれども、従来におきましては、園外調理も20年以前は認めておりましたけれども、御質問いただきましたように、20年以降は自園の中で給食をつくってやっていくというところでございます。そうした調理部門を外部に委託ということは、どのように考えるかということでございますけれども、私ども、現時点で一度思ったことがございます。それは、平成20年4月に改正をされたものですから、考えたこと自体はできないということになっておりますが、それはどういった考え方かというのは、学校給食センターがございまして。そういった中で、まとめた形での調理をし、各園へというところを、今年度入る前、年度末の段階で平成22年度の中で検討できないかということで思いは持ちましたけれども、このように自園給食をしなればいけないということがありまして、そのこと自体は断念いたしておりますけれども、ただこうした今御質問いただいたことにつきましては、今後一つの検討課題とする中での検証をしてみたいと、現在のところは考えております。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） ただいま保育所の施設とか、保育士、調理員について、一体的に執行部のお考えをお伺いしましたが、ことしの3月11日に開催されました文教福祉常任委員会において、臨時職員でなく、正規職員を登用せよという質問がございました。そのときの答弁が、限られた資源の中であるべく多くのサービスをしていくことと、労働政策の問題と歳出の削減については峻別をする必要があるという答弁がされました。私は、ここでこの答弁についてちょっと異論があるわけですが、保育園における行政というのは、やはり物を扱うわけじゃない、人でございます。子供を預かるわけですので、保育というのは、子育て支援だけではなく、大口町の将来を担うであろう児童の養護と教育を一体的に行うものであります。私は、保育を財政的支出の削減の対象にするのではなく、何をにおいても保育を優先すべきと考



えますが、御所見をお伺いします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 何をおいても保育を優先というか、いずれにいたしましても、保育というものに対しては真剣に取り組んでいかななくてはならないと考えておりますし、さらには、そういった中で、私ども、平成21年度でございますけれども、次世代の行動計画等、こういったものも策定しております。そういう中で、こういったものを本当に考えていかなければいけないと思っております。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 期待しております。が、歳出の削減は、予算上、21年度からあらわれております。21年度の保育園費は、20年度より1,400万円の減です。22年度は、さらに2,600万円減です。町負担額も、21年度が前年度比2,300万円の減で、22年度は園児の主食代500万円が公費負担になったにもかかわらず2,200万円の減、保育園の何が削減されたんですか、お伺いします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 2,200万円のすべては現在頭の中に残っておりませんが、今年度、当初を組んでいく中で、臨時保育士の配置の仕方、こういったものを見直しはいたしました。そういった中で、臨時保育士、前年度に対して、今年度は39名となっておりますけれども、前年度より数名減らす中で運営を行っていくという中で減額要因というのはございますけれども、あと、ほかについてはちょっと今大変申しわけないんですが、要因としては思いつくものはありません。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 臨時保育士を数名減ということですが、保育園の体制としては支障はございませんか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 現在、4園につきましては、それぞれ未満児、年少、年中、年長クラスそれぞれ必要なところには加配の先生、そういったものをつける形の中、そして未満児につきましては、例えば南保育園ですと、今年度が1人当たりの基準を満たせるように臨時保育士さんを配置する形の中で、現在はおさまっております。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

後日訂正発言あり

7番（丹羽 勉君） 臨時保育士さん、39名も去年は見えたということで、ことしは数名減、この臨時保育士さんを多く雇用しておるという中には、経費の削減だけじゃなくて、将来、今、研究もなされております合併とか、それから保育園の民営化とかということが視野に入っておられるのかどうか、その辺をお伺いします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 保育園の民営化とか、そういったことが視野に入っているかということでございますけれども、去年の12月議会だったかと思っておりますけれども、一般質問の中で、保育園の運営主体についてどう考えるかという中でお答えをさせていただいておりますけれども、そのときには、運営主体が公であるか民であるか、そういった部分については特に固まった考え方を持っていないと。運営主体は、民であっても公であってもよいだろうというお答えをさせていただいた覚えがございます。そういった中で、現在、私どもといたしましては、そういった部分も先ほどの調理も含める形になってまいりますけれども、私どもの中で、現在、勉強会というものをしておるのが現状でございます。

（7番議員挙手）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） では最後に、一時保育についてお伺いします。

本町を取り巻く近隣市町では、ほとんどのところ一時保育を実施しております。また、県下でも多くの市町村が一時保育をやっておられます。また、本町においても、その要望が多く寄せられているというふうにお伺いします。平成12年3月29日の児童家庭局から発出されました厚生省令、「保育対策等促進事業の実施について」、この中に添付されております一時・特定保育事業実施要綱によりますと、最低基準の33条2項、要するに、最低基準に合う配置基準を超えた保育士が配置されていれば、一時保育の事業について、それ専門の事業担当保育士が配置されていなくても、一時保育をやって差し支えないということが明記してあります。この最低基準は、本町の4保育園は現行のままで、いずれも受け入れが可能だと思いますが、一時保育実施についてのお考えをお伺いします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 現在、本町におきましては、一時保育に準ずる制度として、すくすくサポートがございます。また、民間事業者や子育て支援団体においては一時保育を実施されております。このように、一時保育のニーズに応じた充実につきましては、次世代育成支援後期行動計画にも取り上げられております。民間事業者や子育て支援団体等と調整をしつつ、保育園での一時保育の実施を検討してまいりたいと現在のところは考えております。

それから、先ほどの歳出削減の部分、わかりましたので、二千数百万円の中で、職員給与分

の改正が今回あって、地域手当の減額になった関係が約1,000万ほどあります。それと、あと工事の関係が300万円ほど、前年度は南と中だったかな、下水接続工事等を行っております。そして、あと先ほど言いました前年に対する臨時職員の見直しという中で、賃金が600万円ほど減という状況でございます。

( 7 番議員挙手 )

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 一時保育の件でございますが、民間事業「つくしん房」のことだろうと思いますけど、聞くところによりますと、あそこの一時保育は2名とかいうふうに伺っております。この一時保育の需要というのは、多くあるのが一般の家庭でいきますと、上の子が小学校でPTAの総会とか、授業参観とかいうようなことで、その需要というのはいつきに多く集まるんじゃないかと思うんです。そうしますと、「つくしん房」の2名だけでは当然対応できないと思うんですね。ですから、私は、これは多分毎日あるものでもないと思いますし、あってもそんなに現保育園がひっくり返るようなことはないと思います。ぜひともこれは実施していただきたい。施設も整っておりますし、保育士もおるわけですので、そこに二、三名余分に保育するということが生まれるだけでございますので、ぜひともこれは前向きにという役所の答弁じゃなくて、実施していただくように切にお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(酒井久和君) 会議の途中ですが、16時5分まで休憩といたします。

(午後 3時59分)

議長(酒井久和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 4時05分)

宮 田 和 美 君

議長(酒井久和君) 続いて、宮田和美議員。

5番(宮田和美君) 5番議席の宮田和美でございます。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

先ほど、ごみの問題で先輩、田中議員の方から随分いろいろなお話をさせていただきました。回答の方もいろいろさせていただきました。同じような質問になるかとは思いますが、よろしく願いいたします。

大口町では、ごみ減量に大変前向きに取り組んでいただいております。江南丹羽環境管理組

合の可燃ごみ焼却施設を有しております河北の一区民としても感謝するものであります。現在も、この施設の老朽化対策の延命工事に取り組んでいただいております。とにかく可燃ごみを減らせれば施設も長もちをする、そんな観点からごみ減量宣言スタンプカードというシステムが発足し、現在実施されております。これも先ほどお話がございましたように、目玉として72ポイント3,000円、本当に他の市町ではまねのできない施策を進めていただいておりますが、当初の目的の達成、これは十分に現状成果で達成しているんじゃないだろうかというようなことを思っております。例えば、1日の来場者数の予測数とか、あるいは量の増加など、当初の予定と比較して、現在どのような評価をされておりますか、お聞かせ願います。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 宮田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず御案内といいますが、このスタンプカードの目的でございますけれども、これは先ほどもお話しさせていただきましたように、平成17年11月に宣言した焼却ごみ減量20%が一つの目的で、その手法としてのスタンプカード制度でございます。それで今、スタンプカード制度のほかに、御案内のとおり、有機資源の保管場所の設置、常時回収、これを河北区のほか、さつきヶ丘区でやっております。そんなことで皆様にも御協力いただいているというのが現状でございます。

目標としております可燃ごみの減量20%は、先ほどの田中議員のときにもお話しさせていただきましたけれども、20%にはまだ至っておりません。目標が3年でしたので、平成20年のときだと思いますが、達していないのが現実でございます。ちなみに言いますと、平成21年度で9.3%減量できたというのが結果でございますので、一応報告させていただきます。

（5番議員挙手）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） とにかく17年度からの20%減ということで、本当に大口町が先頭に立ってやっておるんですけども、なかなかそれが全町的には広がらない。本当に一部の地区で頑張ってるというようなことでございますけれども、リサイクルの本質というのは大変重要ではございます。だけれども、今言いましたように、リサイクルセンターをのぞいてみますと、1日に300人から400人の人が見えております。最高は5月の連休明けで600人を超えておるというようなことで、中はもうひっちゃかめっちゃか。だから、職員の皆さんも、とにかくここへ来たら、3分以内には出ていけというくらいの気持ちで、ここへ来るときは、分別して、ただここへあけに来るだけにしてくれというようなことで、現場の方は大変苦労しておられます。実態は御存じかとは思いますが、本当に今言いましたように、だんだん町民の皆様方の理解度も上がってきました。

きょうもお昼前に、ある奥様にちょっと宮田さんのこの話聞きたかったわというようなことで聞かれました。この3,000円というのは、果たして本当に必要かどうかというようなことでございます。何か3,000円目当てに来ているというふうに思われているというような方もおられますし、また、その3,000円を目的に来ておられる方も現実にはおられます。人はいろいろな考え方、見方がございまして、その人その人の考え方で、こういったものに取り組みまれているというようなことでございますので、本当にだれもが3,000円なくてはいかんというようなことでないということだけは、皆様方には御理解していただきたいというふうに思っております。だから、3,000円のために来ているわけではないわという声も聞くし、本当に積極的に取り組まれている人も多くなり、財政面から見ても、スタンプ制度というのは別としまして、この3,000円だけはもうやめてもいいんじゃないかなろうかというような気がいたします。これは、我々を取り巻いているところの身近な人のお声の中にも結構そうした声が聞こえます。ですので、3,000円というのはもうやめてもいいんじゃないかというふうに思っております。御所見をお伺いします。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 数字を並べるという形になると思いますけれども、平成22年3月31日現在で、スタンプカード制度に登録をされている方が全体で5,126世帯ございます。ほとんどの町民の皆さんが資源ごみの分別徹底ということで、このスタンプカード制度の趣旨に賛同していただきまして、登録していただいているということでございます。

議員御指摘のように、確かに一部の方には72ポイントが目的という方もいることは認識をしております。こうしたことは、このスタンプカード制度を始める際に、こちらの方から、わずか少量でもいいですから資源をリサイクルセンターに持ち込んでくださいといったような趣旨のPRといたしますが、そういったことで他の自治体には例のない72ポイントをもって3,000円の奨励金を交付するといったような取り組みをさせていただいたのが現状でございますので、御理解賜りたいと思います。

（5番議員挙手）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） この72ポイント3,000円といたしますと、今、月曜日から土曜日まで、あそこを開いていただいております。月20日と考えまして、各地区2回、計4個のスタンプということになりますと、最短では3ヵ月で72ポイントになります。3ヵ月で3,000円で、年で1万2,000円というようなことで、そういう計算もなされて来られている人もいるのかなあというふうに思っております。今、この72ポイント3,000円、今までに受給された人の数は何名でございましょうか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 21年度での実績でございますけれども、延べで1,258世帯でございます。

（5番議員挙手）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） その中で、2回以上受給された人はお見えでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） これも21年度の実績ベースでございますけれども、2回以上達成されました世帯数は、延べで申しますと232世帯です。これは、平成21年度中に72ポイント達成された世帯の18.4%に相当するということになります。

（5番議員挙手）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 本当にこの232世帯の方が2回は受けておられるということになってきますと、非常に大きな金額になってきますね。今言いましたように、1年で最高4回はもらえるんですけども、2回目以上は何かちょっと見直して、2回目以上は何かスタンプカードを変えるなり、色を変えるなり、あるいは3,000円は年1回というようなことで決めていただきまして、あとは景品、トイレットペーパーなりごみ袋なり、若干なりとも2枚目の人は1個ぐらい余分にいただけますよとかというようなことで、とにかく現金3,000円ばかりがどうも前へ前へと来ておるとようなことで、やっぱり年1回の3,000円で、あとは景品に若干色をつけてあげるというような手法もいいのではなかろうかなというふうに思っております。

アピタで買い物をしてきて、包装紙をちゃっちゃっちゃと破って、中を取って、あそこに置いていく人も中にはおります。現実には、私もアピタで同じ駐車場におって、同じような車が来て、そういう現状も多々見受けましたので、本当にポイントをためるのが奥さんは好きなのかもしれませんよ。今言いましたように、3,000円なんて問題じゃない、とにかくうちでゴミを置いておきたくないから来ておりますという方も多々あるということだけは、これも忘れてはいけないかなというふうに私も思っております。

本当にいろいろ皆様方が、当初と比べたら本当にすごい世帯数、先ほどお答えいただきましたように、半数近くの世帯ということでございますけれどもね。今後ともいろいろあると思いますけれども、よろしく願いしたいと思います。

もう一つ、次の質問でございますけれども、今言いましたように、1軒1枚なのか、1世帯1枚なのかというようなことで、何枚か、何枚かと言っちゃいかんかもしれんけど、この間見た人も2枚持ってきたと。何でだといって聞いたら、あれはおじいちゃんたちのやつ、これは

私たちのやつというようなことで、スタンプカードを2枚持っておられるというような方もございます。そこまでは恐らく当局の方では把握できていないだろうと思いますけれども、本来ならば、やっぱり把握していただきまして、1軒1枚というようなことでないといかんかなあと私は思うんですけれどもね。2世帯住宅だからいいんじゃないですかという御意見もあるのかとは思いますが、当局の考えとしてはいかがでございましょうか、お聞きいたします。議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 現在のスタンプカード制度は世帯ごとの登録になっておりますので、今お話がございましたのでいえば、2世帯住宅であれば、一応世帯主は2名という形になっておりますので、1世帯1枚で、そういった場合は2枚がおのおの交付されていると。たまたまそれが持ってみえた方が、2枚、おばあちゃん、おじいちゃんという話ですけれども、私どもの方の登録という段階におきましては1世帯に1枚というふうに交付させていただいております。それで確認しておりますので、そういった人の処理方法につきましては、そこまで突っ込んだ対応をしておりますけれども、確かに、それを持ってきたとか、これは親の分を持ってきた、これは自分たちの世帯の分だと言われるところでいけば、それはそれかなあというふうになってしまうんですけれども、それを細かく取り締まるというか、そういうものでもございません。あくまでもやはり最初にお話ししましたように、ごみ減量、いわゆる分別を徹底させていきたいという一つの手法でやっておりますので、そんなことはと、そこまでという逆の言い方で甘いかもわかりませんが、そう思っております。ですから、最初の質問に答えませけれども、一応、1世帯に1枚が原則でやっております。

それと、先ほどちょっとお話がございましたように、このスタンプ制度自体が、最初の御質問でお答えさせていただきましたように、平成17年11月に焼却ごみ減量20%の一つの手法と何遍も言わせていただいておりますけど、先ほど言いましたように、この目標もまだまだ4年目になりますけれども、先ほど言ったように、9.何がしというふうに数字が上がっておりません。それと、そのスタンプカード制度も、こういったところの手法として考えておりましたけれども、これもある程度の位置に来ているのかなということもございます。そんなことで、このスタンプ制度もある程度、議員の御質問等もございませけれども、一応、いろいろ検討して、今後どう対応するというのも一つ見出していかうかなというふうに思っておりますので、またお力添えをお願いしたいと思いますけれども、一応、どちらにいたしましても、見直しを今後していくということだけは回答させていただきます。

（5番議員挙手）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） それこそ前向きな回答というようなことで理解させていただきますので、

本当に見直すべきところはやはり早目に見直す、やらないかんとところはやるというような形で進んでいただけたらいいかなと思います。

今、話が出ておりましたように、次の20%減量作戦というようなことで今お話しいただきましたように、町民会館で大口町のごみ減量というようなことが採択されました。私もその場に立ち会っておりましたので、とにかくみんなでごみを減量しましょうというようなことをやりました。地元の企業さんも出席していただきまして、地域の方々もたくさん出席してくださいました。そんなごみ減量作戦宣言が採択され、動き出したのは事実でございますね。これが基本となって、先ほど質問しましたように対策をとられたというものもその一つ。しかしながら、既に5年が過ぎようとしていますけれども、今お話のように、20%、まだまだ達成できていません。焼却ごみ、丹羽広域に毎年1億2,000万円余り、処理場に出費しておりますね。これは皆さんに本当にもっともっと知っていただきまして、毎月1,000万円のごみの焼却料が要りますよというようなことを報告していただきたい、知らせていただきたい、町民の皆さんに理解していただきたい、そんなようなことを考えます。

これも前の田中議員さんの方にもありましたように、本当に減量に対してどれだけ前向きに取り組んでおるかというようなことがやはり目に見えてこない、取り組みの姿勢が本当に感じられない。なぜならば、私どもが地域でやっておりますところの資源ごみの常時回収というようなことで、これは100%とはいきませんけれども、いろんなものが入っております。大変でございます。しかしながら、河北の皆様方は、毎日毎日グラウンドまで持ってきていただいてあります。それは、別にポイントがなくても毎日持ってきていただいてあります。これが現状でございます。だから、本当にこの20%で進めるんだというような意気込みがあるならば、やはりそういったまずできること、例えば資源ごみなら、生ごみとは言わん、資源ごみだけでも、段ボールだけでもいい、新聞だけでもいい、とにかく可燃ごみの中からたとえ1割でも減らしてもらえないだろうかといったような取り組みをとにかくやる。難しい、難しい、できません、できません、そういうことじゃなくして、とにかくやるからには何をやったらできるのかといったような前向きに考えておかないと、冒頭からいろいろ皆様方の御意見等々ありますけれども、とにかく前向きにやらないかんぞやと。みんなでやるまいかといったような、そんな生きがいがあるがトップにないと絶対に成功するものではないと私は思っております。

そこで、一つの提案でございます。今言いましたように、現在の地区別でやった場合に、減量の成果が数値であらわすことができれば、もう少し減量できるんじゃないだろうか。例えば、月ごとに毎日データをとっていただきまして、どこどこは今月何キ口あった、どこどこは次は何キ口だった、目標は何%ぐらいにしましょうやというようなことで、各地区でそんなようなことも取り組んでいただければ大変いいんじゃないだろうか。私が口で言うように簡単に



はいきません、重々承知でございます。しかしながら、そういった取り組みもやっておると、やりかけたよというような姿勢を見せていただけるならば、やはり今リサイクルセンターへ持ってきていただいております皆様方も、ある程度は理解されるんじゃないかなというようなことを考えております。本当に今の可燃ごみの中に、まず4割は最低でも資源ごみとして出されます。

それともう一つは、先ほど言いましたけれども、可燃ごみとして皆さんが出される中に生ごみが入っておるというようなことで、きょうも来るときに、ある地区のところでは2カ所ばかり、カラスがよう知っておる、カラスが生ごみのあるやつをつついちやっばらばらにしておるというようなことで、生ごみの分別もやっぱり必要だなあというようにございまして。皆さんの地区では、そういうことは見られないかもしれませんが、大口町内、いろんなところでカラスがつついております。これも現状でございます。だから、本当に毎月出されるごみの減量、これが測定が可能かどうかというようなことをちょっとお尋ねします。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 各地区、いわゆる行政区でというようなお話で事前にお話しさせていただきますと、御案内のとおり、今パッカー車が行っているのが、曜日で各地区を回っております。月・木地区、火・金地区、それから水・土地区と三つのルートで回っております。そんなところで、それを行政区ごとにしようしますと、それ以上にパッカー車を多く必要とすると。現実的に週2回収しておるわけですけども、そういったことでいきますと、パッカー車の台数をふやさないとということで、実際的に無理かと思えます。

逆に、今お話ししましたように回収週、例えば月・木、それから火・金、それから水・土ごとの曜日による集計をして、それで公表していくということは可能かと思えます。これでいけば、当然数値は江南丹羽で管理をしておりますので、そういったものをやっていくと。どちらにいたしましても、今まで、こんな言い方はあれなんですけれども、ごみ行政に対してオープンにした部分がない。先ほど田中議員さんのところでもお話がございましたように、やはりこういったものは情報公開する、開示することによっての信頼関係といえますか、そういったことで、逆に言いますと、江南丹羽環境管理組合でのプラットでの組成の成分、こういったものが入っていると、こういったものを減らせば、もっとになるんじゃないかというのも、住民の方に情報を報告させていただいて、そういったところで協力を得るというのも一つの手法かなというふうには考えております。

（5番議員挙手）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 本来ならば地区別で測定できるものであるならば、非常にわかりやすい

んですけれども、今言いましたように、口で言うようなわけにはなかなかいかないというふうには理解しております。しかしながら、今言いましたように、少しでも前向きに取り組んでいかないかんという気持ちだけは忘れないでいただきたいと思っております。できるだけ前向きに取り組んでいただけたら幸いに思います。

次に入ります。リサイクルセンターに生ごみ処理機の設置を考えてはというようなことを書かせていただきました。今、お話しさせていただきましたように、毎日何百人という人が来られております。その中で、できたら流し台の三角コーナーにたまっておる生ごみをついでに持ってきて、生ごみ処理機を設置していただいたならば、そこへ投入していただくというようなことで、重量、生ごみが一番重いのは御承知のとおりでございます。300人も400人も来られる方でございます。たとえ1%としても、毎日のことでございますので、月に何十キロというような大きな数値になるんじゃないだろうかというようなことで、とにかく何でもやってみよまいかというようなことで、河村さんじゃないけれども、やってみよまいか、やらないかんぞや、みんなでやるみゃあかといってやらないかん。そんなように思っておりますので、そういうのを可能かどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） リサイクルセンターで生ごみの回収というようなことでございます。これにつきましても、昨年、生ごみのポカシを行っている方を中心に、資源リサイクルセンターの東側の畑、今の空き地ですけれども、そこで生ごみの受け入れを行いましたけれども、実質的には利用者ごく一部で、ほとんど生ごみを持って来られる方がいなかったというのが現実だそうです。

それから、厨芥類等の生ごみですけれども、特に夏場になってきますと、におい等の問題、それから搬入等の話がございます。そういったものがどこまで体制がとれるかという話、それから、要は厨芥類といいますか、可燃ごみにつきましては、歩いて出せるところまでというのが一つの範囲で、持ってきていただいて、それを回収するというような今の制度になっておりますので、現在のリサイクルセンターに生ごみ処理機というものを設置して、そこで回収するという考え方はございません。

（5番議員挙手）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 今お聞きしたように、生ごみの機械というのは、冒頭、本日の朝お話がありましたように、においというようなことで非常に問題になるというようなことでございます。だからといって、取り組まないよというようなことではございませんで、できるだけそういったことにも力を入れていただきまして、少しも生ごみを心配しなくたって、皆様方の各地

区で十分やっていただけますよ。だから、自分たちの出したごみは自分たちで処理するというお話も先ほどございました。とにかく自分に責任を持つというようなことで、自分の出したごみを人に任せないというぐらいの意気込みというのも大切かと思っておりますので、あえてこういう提言をさせていただきました。できるだけ頭の片隅にでも置いていただきまして、そういうことで、ちょっとでも前へ進むためには一遍やってみようかといったような取り組みも必要なあというふうに私は思います。本当に皆さん、自分たちの地域にこういう施設があると。ならば、どういう対応をしたらいいかというようなことで取り組んでいただけるならば、必ずや20%の減量なんてできると思いますね。

先ほど20%、20%というんですけれども、この20%というのは、恐らく重量比でございます。だから、その重量比で一番の重量を占めるのは生ごみでございますので、ペットボトルを5個や10個、削減とってあそこへ持ってくるよりか、家庭の三角コーナー、あるいは大根1本を可燃ごみに入れるんじゃなくして、そういった生ごみの方へ分けていただけるならば、20%なんていうのは随分減るんじゃないかなというふうに私は思っております。ですので、無理かとは思いましたんですけれども、こういった取り組みもあってもいいんじゃないかなというふうに思っておりましたので、ここで一言進言させていただきました。最初からだめだよというんじゃなくして、あそこでまた枯れ葉といったようなものもやっておられるというようなことで、そういうものとまぜて堆肥にして、そして今庁舎の前で、またことしもゴーヤを入れていただけるようなことでございますけれども、そういったものの堆肥に使っていただくというようなことで、リサイクルというのはそんなところでも十分利用できると思っております。

昨年も河北で出ました生ごみ堆肥を利用して、小ぬかとまぜて、そして植えていただきました。立派なすばらしいゴーヤ、緑のカーテンができました。新聞やら、広報やら、あるいは県やらでいろいろ表彰もしていただけた。すばらしいことでございます。ことしも、ぜひとも頑張ってくださいたいと思っております。

次、5番目でございます。剪定枝のチップの利用法、これも剪定枝の搬入量がふえてきておりますけれども、そのチップの処理について質問させていただきます。そのチップの処理は、現在どのような形で処理されておりますか、お聞きします。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 剪定枝の関係でございますけれども、これにつきましては、ことし4月1日からでございますけれども、豊田の有機資源の保管場所の会場を、火曜日、金曜日、日曜日、昨年までですと予約制で平日やっておりましたけれども、すべて火曜日、金曜日、日曜日につきましては、予約なしで直接搬入していただけるような状態にしました。それ以後、

剪定枝とか草、竹類、そういうものですがけれども、これを岐阜県関市の方へ資源化を行っている業者の方に委託で持って行っていただいております。そこでチップ化をしていただいておりますというのが現状でございます。

それと並行して、ことしの3月議会のときにもお話しさせていただきましたけれども、持ち込んだそのものを、豊田の場所でチップ化する機械を既に5月に購入しました。それで、きのう、私、個人ごとで申しわけないんですけれども、そういう剪定枝を持っていったときに、10袋ぐらいですかね、そこでシルバーの方に頼んでつくってあったというようなことで、大分剪定枝の方も量的にも多かったんですけれども、チップ化したものもあったという認識をしております。先ほど言いました岐阜県関市で資源化したチップなどは、町内の道路の植樹帯や畑などへ利用がされておまして、この5月以降、現場でチップ化したものにつきましては、地元のイチジク農家の方に持って行っていただきまして、いわゆる表面を覆うといえますか、敷きわらの方法で使っていただいておりますというのが現状でございます。

(5番議員挙手)

議長(酒井久和君) 宮田和美議員。

5番(宮田和美君) 今、御回答いただいたんですけれども、例えば町内のグラウンドの周り、現在は除草剤等をまいて管理していただいておりますけれども、そういったところにそのチップを持って行って、例えば5センチなり10センチぐらい敷いてやれば、雑草対策というようなことにもなるんじゃないだろうかというふうに考えております。だから、岐阜県の方も、これは持っていくんですけれども、これは有料か無料かどちらですか。

議長(酒井久和君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 有料でございます。搬送分と処理費と別々であります。

(5番議員挙手)

議長(酒井久和君) 宮田和美議員。

5番(宮田和美君) そうなると、トン当たりが幾らということですか。

議長(酒井久和君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 処理費といたしまして、トン当たりで計算させていただいております。1トン当たり1万2,000円で、5月に買った機械でチップ化したものを持っていく場合は、その半額の6,000円で処理ができるということでございます。

(5番議員挙手)

議長(酒井久和君) 宮田和美議員。

5番(宮田和美君) 6,000円出して引き取っていただくということですか。わかりました。

続いて、同じようなことで申しわけございません。

機械を導入されてチップ化というようなことでございます。非常に機械、騒音が激しいのでございますけれども、耳栓等、あるいは長時間労働、そういったようなことは特に規制はございませんか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 私も、購入早々に一遍現場へ行ってみたんですけど、確かに大きな丸太というようなものをやれば、当然破碎する音というのは結構大きいんですけども、一般的な枝といいますか、あんなものであれば、ある程度余力といいますか、馬力がありますので、そんなに音は出ない。ただ心配をしておりましたのは、チップにするときに飛ぶわけですね。そういった飛散するようなことの防止ということで、防具等を設置するようにはお願いしておりましたけれども、そういったことで耳栓までは必要ないというふうには思っております。

（ 5 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5 番（宮田和美君） これ長時間の作業だと思いますけれども、やっぱり耳栓ぐらいは支給すべきだと思うんですけども、何ホンぐらいあるんですか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） すみません、私も知らなかったもので。今、地域協働部参事の方から聞きましたら、もう耳栓をやっているということでございますので、訂正させていただきます。

（ 5 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5 番（宮田和美君） 1人当たりの労働時間数、1日何時間ぐらいやっているんですか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） すべてをチップ化するというのではなくて、朝10時から4時の時間の中の3時間をチップ化に当てるとようなことですので、すべてそれをチップ化しているというわけじゃないということでございますので、当然、持ってみえる物の整理といいますか、積んだりなんかしないといけませんので、それが主体でございますので、チップ化というのは、その合間を縫ってやる作業というふうに認識いたしております。

（ 5 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5 番（宮田和美君） 本当にあそこに立ちますと、非常に大きな音がしますので、ちょっと心配しておりましたので質問させていただきました。お願いしますというだけではいかんで、や

はりどういう機械で、どれぐらいの騒音があって、これは何時間ぐらいやつたらいいかなというようなこと等々も必要かと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして6番目でございます。高齢者に優しい政策をとというようなことで、ちょっと質問させていただきます。

大口町の財産でございます大切な町民の皆様、その中でも高齢者の人たちに希望、楽しみを与える政策が必要かと思っております。なぜこんなことを言うかといいますと、昨年の敬老事業、250名の人に181万5,000円、祝い金が支給されましたんですけれども、80歳あるいは85歳の方が、今度もらえんかもしれんわなもと言わっせるで、そんな寂しいことは言わんといてちょよと言ってきたんですけれども、やっぱりそんなようなことで、これぐらいの年代に我々もすぐになるんですけれども、19年でしたか、我々もいろいろ財政等々お聞きしまして、じゃあ5年おきというようなことで賛成をした記憶がございますけれども、今言いましたように、言葉を聞くと寂しいですね。

現在、大口町でいろいろな福祉活動といいますか、団体といいますか、それぞれの分野でそれぞれ活躍、活動、まちづくりに始まり、文化協会、あるいはNPO団体等と、町としても財源移譲というような形で地区の特徴を出していただくような取り組みも進んでおります。町長の所信表明の中にも、自主自立、参画と参加のまちづくりを具体化すると書かれております。しかしながら、こうした活動の場に参加したくても参加できない人がいるということも事実でございます。

こうした中で、ことしは大口町老人クラブ「ちとせ会」が結成されて50年というような記念の年を迎えたことで、10月に町民会館で記念行事が予定されているようでございます。その中に、私の希望する心のリフレッシュも含まれているようでございます。心のリフレッシュといいますと、簡単に言うならば、大きな声で笑っていただくというような解釈を私はしておりますけれども、お年寄りの皆さんが期待されているように、敬老事業といったようなもの、節約したものの、やはり皆さんが期待されていることを思うと、老人クラブ主催ではなく、大口町主催の行事として、せめて隔年、3年目ぐらい、80歳の方は83歳になったときに、そういった演芸会等を催していただく要望も聞いておりますし、私もそう思いますけれども、そんなような取り組みというものを考えられてはいかがかと思っておりますけれども、御所見をお願いいたします。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、通告いただきました質問に対してお答えをさせていただきます。

現在、大口町の65歳以上の高齢者につきましては、4,160名の方がお見えになります。高齢

化率に直しますと、18.8%となっています。高齢者の皆さんの希望や楽しみといってもさまざまであり、本町では、それぞれの希望や楽しみを持って暮らしていただくには、健康が大切であると考えています。健康を維持・増進するために、さまざまな施策を現在展開しております。具体的に申し上げますと、高齢者のニーズに合った骨粗鬆症の予防や認知症などのテーマで年2回、福祉講演会を開催しております。また、憩いの四季においては、専門の指導員による高齢者にふさわしい体操教室を週1回開催いたしております。さらには、高齢者福祉協力員と協働して、高齢者向けの映画会を年1回開催し、心のリフレッシュにも取り組んでおります。ただいま御要望がありました、そういった演芸会等、いろんな御要望があろうかと思えますけれども、今後につきましても、こういった皆さんの生の声をお聞きしながら、高齢者に優しい施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

議長(酒井久和君) 宮田和美議員。

5番(宮田和美君) 今、私も言いましたように、いろんな行事は老人クラブ等とやっておっていただきます。メタボの対策だとか、私も教室に入らせていただいたんですけども、メタボ対策だとか、あるいはウォーキングだとか、あるいはそれぞれの趣味の世界で花をやったり、あるいは碁をやったりというようなことでいろいろやっておられます。先ほど申し上げましたように、出られる人はいいんです、出られる人は。そういうような好きのところへ。だけど、うちから出たくても出られないような人もございますよということだけは頭に入れておいていただきまして、そんな人のために、全員のためにやるわけでもございません。そういう人のために、せめて3年に一遍ぐらい、ちょっと一部の皆さんにお手伝いしていただいて、一堂に会していただいて、笑っていただくようなことができないだろうかというのが私の希望でございます。

老人クラブ主催じゃなくして、町の主催としてやっていただきたい。老人クラブの方へは150万円というような補助が出ているようでございます。そういった150万円ぐらいの中で、また違ったことで補助をやっていただくと。例えば、大須演芸場の素人の芸人さん、これもインターネットを調べてみますと、皆さんの地域へお伺いしますというようなことも出ております。私も電話させていただきましたら、予算に応じましてお伺いしますよというような返事もいただいております。芸人のことでございますので、値段もピンからキリまであります。皆様方の御要望がありましたならば、そのランクで連れていきますよというような御返事もいただいておりますので、本当に元気な人は好きのところへ行ってもいい。行けない人のために、本当に3年に一遍ぐらい、できたら笑っていただけるような、そんなような取り組みをしていただけたらありがたいなと。よく大口町、これは先人の皆様方のおかげで現在の大口町はありますと

よく聞きます。町長たちもよく言われます。だから、やはりそういったようなことで、口で言うより態度で示すというような私は気でおりますので、本当に先輩のおかげでございますという気持ちがあるならば、そういったようなことも必要ではなからうかというふうに思っております。

先ほど言いましたように、元気な人が3,000円のために一生懸命来るんじゃなくして、1年に一遍、あるいは3年に一遍、おじいさん、おばあさんに笑っていただく、その金の方が有効に使えるんじゃなからうかというふうに思っておりますので、できるだけそういった先輩に恩返しのためにも政策をとっていただけたら、老人の皆様もいい町だなあと感じていただけるんじゃないかというふうに思いますので、何でもとにかく考えられることは取り組んでください。お願いいたします。

最後になりました。最後の質問をさせていただきたいと思います。

企業誘致でございます。大口町、自動車関連企業を主に誘致されて育ってきました。しかしながら、企業というのは30年あるいは40年のサイクルと言われております。リーマンショックが起きまして、大口町も御案内のとおり、法人税も少ない、非常に厳しい22年度を迎えております。そんな中で新しい企業誘致、農業公園構想等々、相反することがございますけれども、企業誘致というものに、これからどういう対策をとられておるか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井久和君） 一般質問の途中ですが、会議の時間が午後5時に近づいております。宮田和美議員の質問が終了するまで、本日の会議時間を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長いたします。

建設部長。

建設部長（野田 透君） 企業誘致とは、単に新しい産業を呼び寄せるだけではなく、本町には、昭和30年代の企業誘致により自動車関連企業や工作機械企業など数多く活動されており、持続可能なまちづくりを目指すためには、既存企業の町外への流出防止についても考えるとともに、新しい企業を迎えるということが重要であるというふうに考えております。

新たに誘致する企業の進出先、あるいは町内企業の拡張用地となる土地の確保が必要になりますが、現在、本町においては、誘致・拡張可能な一団の土地が見当たらない状況です。企業誘致を所管する地域振興課においても、愛知県企業庁に出向いて、用地の取り扱いについて指導を仰いでいるところではございますが、誘致・拡張可能とする区域につきましては、現在、策定中の都市計画マスタープランの中で、今後の土地利用方針として、上位計画であります第



6次総合計画に基づき、慎重に検討してまいりたいと考えております。

(5番議員挙手)

議長(酒井久和君) 宮田和美議員。

5番(宮田和美君) この企業誘致ということも簡単にはいかないかとは思いますが、自動車部品関係の優秀な企業があります。しかしながら、こうした社会情勢の中で、非常に厳しい経営を余儀なくされているのも事実でございます。だから、目先を変えて、この自動車産業から今度は航空宇宙産業、これも3月議会でしたか、同僚議員の方からも質問がございました。今、けさの新聞を見ましても、「はやぶさ」というようなことで各紙一面を飾っております。7年間宇宙を飛び続けたというようなことで、日本の技術というのはやっぱりすごいものでございます。さきの国会の方で、事業仕分けで蓮舫議員が、世界一を目指さなくてはいけませんか、2位ではだめですかなんていうことで有名になりましたんですけども、やはり日本がこれから生きていくためには、そういう技術力を高めていくしかないであろうかなというふうにも考えております。だから、できるだけ自動車部品の何十倍もの部品を使う、こういう航空宇宙というようなものに関しましても、大口町として積極的に誘致しますといったようなことでPRできたらいいんじゃないかなというふうに考えております。

先ほど、土地がないから難しいというようなことは言われておりました。そういうお言葉を返して申しわけございませんけれども、これから10年先、20年先、30年先の大口町を見据えた場合に、これからどう対応すべきかといったようなことも考えながら進めていくべき時期に来ているんじゃないかなというふうに私は思っております。本当に企業が来ていただければ、そこで働く雇用の方も安定してくるというようなことでございますので、できる限り、町としてそういった新しい企業の誘致活動をPRできないか。大口町の交通の利便性、あるいは地下の地盤の非常にかたい、いい場所であるというようなことで、精密関連会社には非常にいいんじゃないかなというふうに私は思っております。41号は、岐阜の方へ抜けると非常に土地も安いから、岐阜へ行く可能性の方が強いよというようなことでよく言われます。大口町の企業も、じゃあ岐阜県へ行きますよといったら、たちまち我が大口町の財政もお先真っ暗というような形をとらざるを得ないというようなことでございますので、自動車関連企業の技術を生かして、他に新しい技術を求めていって、製品開発等々をバックアップする。そのためには法人税等を安くすると、税率を低くする。企業にやっぱり来ていただく魅力のある大口町をぜひともPRしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議長(酒井久和君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 先ほども回答させていただきましたように、まずは企業誘致、あるいは既存企業の拡張できるスペースを大口町に広がる豊饒な農地と、五条川を初めとする自然

環境、点在する集落との調和、法規制等のさまざまな要件を解決しながら考えていくのがまず一番の方法というふうに考えております。そうした中で、企業誘致の研究を重ねていく中で、企業誘致の業種や誘致方法、誘致活動、そういった方針を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

( 5 番議員挙手 )

議長(酒井久和君) 宮田和美議員。

5番(宮田和美君) 難しいかとは思いますが、関連して質問させていただきます。

大口町、先ほど言いましたように、非常に地盤がかたいからいいよと言いましたんですけれども、大口町で今、地下資源開発の名のもとに掘削作業が行われております。地下資源開発というよりか、私は地下水の汚染工事だというようなことで、前石田市長に書簡を持って抗議させていただいた覚えがございます。本当に地下資源という、何か物すごくいい印象でございますけれども、一たん掘ったならば、もう恐らく二度と固まらないというようなことで、今言いましたように、地盤を1回掘ったら、いい会社は来てくれませんので、できるだけ早目にいい企業に来ていただくためにも、こういった地下資源開発をやめさせるためにおいても、できたらいいかなというふうに思っております。1反当たり幾らあるか知らんけれども、地下資源開発という非常に響きのいい名のもとに、地下水が汚染されておるのも事実でございますので、今後ともいろいろ取り組むべきことはございますけれども、本当に前向きに取り組むべきことだと思っておりますので、できるだけ宣伝できることは宣伝していただきまして、大口町の10年先、20年先を見据えた行政にさせていただきたいということを強く願って、私の質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長(酒井久和君) 一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了いたします。

引き続き、明日の午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

(午後 5時05分)